

平成28年11月宮崎県定例県議会  
環境農林水産常任委員会会議録  
平成28年12月7日～8日

場 所 第4委員会室

平成28年12月7日(水曜日)

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成28年度宮崎県一般会計補正  
予算(第6号)

○議案第2号 平成28年度宮崎県拡大造林事業  
特別会計補正予算(第1号)

○議案第8号 宮崎県における事務処理の特例  
に関する条例の一部を改正する  
条例

○議案第12号 農政水産関係建設事業執行に伴  
う市町村負担金徴収についての  
議決内容の一部変更について

○議案第18号 平成28年度宮崎県一般会計補正  
予算(第7号)

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・宮崎県環境計画の「平成27年度取組の概要」  
について
- ・松くい虫の被害状況等について
- ・国立公園満喫プロジェクトについて
- ・高病原性鳥インフルエンザに係る野鳥対策に  
ついて
- ・「日本のひなた」林業小町ネットワークづくり  
支援事業について
- ・林産物の海外輸出について
- ・「乾しいたけ料理の店」の認定について
- ・宮崎方式営農支援体制について
- ・高病原性鳥インフルエンザの発生状況と防疫  
対策について

出席委員(8人)

委員 長 右松隆央

副委員長 島田俊光  
委員 外山衛  
委員 山下博三  
委員 黒木正一  
委員 河野哲也  
委員 囷師博規  
委員 井上紀代子

欠席委員(なし)  
委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長 大坪篤史  
環境森林部次長(総括) 川野美奈子  
環境森林部次長(技術担当) 那須幸義  
部参事兼環境森林課長 大西祐二  
みやざきの森林づくり推進室長 長友善和  
環境管理課長 川井田哲郎  
循環社会推進課長 温水豊生  
自然環境課長 廣津和夫  
森林経営課長 渡邊幸一  
山村・木材振興課長 下沖誠  
みやざきスギ活用推進室長 三重野裕通  
林業技術センター所長 西山悟  
木材利用技術センター所長 小田久人  
工事検査監 甲斐良一

農政水産部

農政水産部長 郡司行敏  
農政水産部次長(総括) 原田幸二

農政水産部次長 (農政担当)	宮下敦典
畜産新生推進局長	福嶋幸徳
農政企画課長	戎井靖貴
新農業戦略室長	牛谷良夫
農業連携推進課長	山本泰嗣
ブランド・ 流通対策室長	原拓実
農業経営支援課長	大久津浩
農業改良対策監	長友博文
農地対策室長	花田広
農産園芸課長	甲斐典男
農村計画課長	竹下裕一郎
畑かん営農推進室長	山下恭史
農村整備課長補佐 (総括)	酒井計二
水産政策課長	田原健
漁業・資源管理室長	外山秀樹
漁村振興課長	田中宏明
漁港整備対策監	押川定生
畜産振興課長	坊菌正恒
家畜防疫対策課長	久保田和弘
工事検査監	吉田勝己
総合農業試験場長	加勇田誠
県立農業大学校長	後藤俊一
水産試験場長	兼田正之
畜産試験場長	西元俊文

事務局職員出席者

議事課長補佐	伊豆雅広
議事課主査	原田一徳

○右松委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程につきましては、お手元に配付いたしまし

た日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時1分再開

○右松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○大坪環境森林部長 おはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、御礼から申し上げます。

11月は、環境森林部でいろいろな行事を開催いたしました。25年連続スギ生産日本一記念式典と、水と緑の森林づくり県民ボランティアの集いでは、林活議連にも共催していただきまして、多くの議員の皆様にご出席いただきました。また、県民ボランティアの集いでは、右松委員長に議長代理として御挨拶も賜りまして、まことにありがとうございました。

さらに、林活議連では、調査活動の一環として韓国を訪問されまして、本県のセミナーや交流会などにも参加していただきました。現在、木材の海外営業に取り組んでいる私どもにとっては、大変力強い援軍となったところでございます。ありがとうございました。

25年連続スギ生産日本一記念式典でも申し上げましたが、これからの25年、50年に向けて、いかに循環型の森林林業を進めていくのか、持続可能な地域社会を構築していくかということが大変重要でございます。そのためには、県内各地で針葉樹と広葉樹のバランスのとれた再造

林に努めますとともに、農山村の所得向上対策を分野横断的に推進をしながら、フォレストピア構想のテーマでございます森林理想郷づくりというものを全県的に展開してまいりたいと考えているところでございます。今後とも、議員の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げます。

それでは、資料に基づいて御説明をいたします。

最初に、環境農林水産常任委員会資料の表紙をごらんいただきたいと存じます。

本日の説明事項は、予算議案が3件、その他報告事項が7件でございます。

まず、1の予算議案としまして、議案第1号「平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」など3件ですが、これにつきましては、後ほど御説明をいたします。

次に、2のその他報告事項につきましては、宮崎県環境計画の平成27年度取組の概要についてなど7項目を報告いたします。

では、1ページをごらんください。

この1ページの表は、議案第1号、第2号及び第18号に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。

今回の補正予算につきましては、議案第1号と第18号に関する一般会計の補正で、国の第2次補正予算によります経済対策や人件費の増額などをお願いしております。

一般会計で、表の中ほどの補正額Bの列の小計の欄にございますように、32億1,576万円の増額をお願いしておりますが、このうち、経済対策分が31億8,426万8,000円の増額でございます。補正後の一般会計予算額は、その補正後の額Cの列の小計にございますとおり、265億5,860万7,000円となります。

また、議案第2号に関する特別会計の補正で

は、補正額Bの列の下から2行目ですが、小計の欄にございますように、6,167万5,000円の増額をお願いしておりますが、補正後の特別会計予算額は、補正後の額Cの列の小計にございますとおり、6億6,393万1,000円となります。

この結果、補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして、同じくCの列の一番下、合計欄にございますように、272億2,253万8,000円となります。

次に、2ページをごらんください。

議案第1号に關します2、平成28年度繰越明許費補正(追加)についてでございます。

これは、国の予算内示の関係や、用地交渉、工法の検討等に日時を要したために工期が不足しまして、翌年度への繰り越しをお願いするものであります。自然環境課と森林経営課の所管事業で、表の合計欄にありますとおり、合計24カ所で13億5,252万3,000円でございます。

次に、下のほう、3の平成28年度繰越明許費補正(変更)でございますが、自然環境課の所管します山地治山事業におきまして、表の繰越額の一番下、合計の欄にございますように、10カ所で5億6,800万円の増額をお願いするものでございます。

それぞれ、事項の詳細につきましては、担当課長・室長が説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**○右松委員長** 次に、議案についての説明を求めます。

**○温水循環社会推進課長** それでは、私のほうから、循環社会推進課の補正予算について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の35ページをお開きください。

循環社会推進課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、1,207万円の増額であります。

この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、19億9,370万6,000円となります。

それでは、内容について御説明をいたします。

1枚めくっていただきまして、37ページをお開きください。

上から5段目の(事項)一般廃棄物処理対策推進費で703万円の増額であります。

説明欄1の海岸漂着物等地域対策推進事業の増額であります。詳しい内容は委員会資料で説明させていただきます。

次に、その下の(事項)産業廃棄物処理対策推進費で504万円の増額であります。

説明欄1のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業の増額であります。こちらにつきましても、委員会資料で説明させていただきます。

それでは、委員会資料の3ページをお開きください。

まず、海岸漂着物等地域対策推進事業であります。本事業は、1の事業の目的・背景にありますように、本県海岸に漂着する流木やペットボトルなどの海岸漂着物対策を推進するため、効果的な発生抑制対策事業を実施することにより、海岸の良好な景観や環境の保全を図りますとともに、あわせて市町村の取り組みを支援することによりまして、観光地としての景観維持など、より細やかなニーズに対応するものであります。

ここで、右側のページをごらんいただきたいと思います。

こちらのほうに、1に環境省の補助事業の概要を示しておりますが、本事業は、国の緊急経済対策補正予算として計上されまして、予算額

は右上に記載されてますとおり、全体で27億円ほどであります。

この事業は、(3)事業概要の下から2行目にありますように、海岸漂着物の回収処理事業及び発生抑制対策事業が主たる補助対象事業となっております。当該事業はこの補助金を活用して実施するものであります。

同ページの下の方に、2、参考といたしまして、この環境省の補助金を活用した海岸漂着物処理に係る11月補正予算の状況を示しております。

海岸漂着物の回収処理に係る事業については、一覧表の3段目までに記載のとおり、海岸管理を所管します漁村振興課、港湾課及び河川課において補正予算を計上しております。この予算により、9月に発生しました台風16号により海岸漂着物のうち、未処理分の回収処理事業を実施する予定となっております。

左側のページにお戻りいただきまして、2の事業の概要であります。①の海岸漂着物発生抑制対策事業が予算額500万円、財源は350万円が国庫、残りの150万円については、産業廃棄物税基金を充当することとしております。

また、②の海岸漂着物等地域対策事業は予算額203万円で、市町村への間接補助であることから、県費の持ち出しはございません。

(3)事業期間、(4)事業主体は、ごらんとおりとなっております。

(5)の事業内容については、発生抑制対策として、海岸漂着物の現状や海岸利用時のマナー向上等と呼びかけるテレビスポットCM等の普及広報を行いますとともに、市町村が実施します海岸漂着物回収処理事業等に対する間接補助を行うものであります。

最後に、事業効果であります。陸域におけるごみ等の流出防止を図ります普及広報事業により、海岸漂着物の発生抑制に資するとともに、市町村の取り組みを支援することによりまして、本県海岸の景観の維持・保全を図ることができるものと考えております。

続きまして、5ページをお開きください。

新規事業「PCB廃棄物等残存確認調査事業」であります。

事業の説明に先立ちまして、まずはPCBの概要について御説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。

7ページ、8ページにPCBの概要を整理しております。

まず、1にありますように、PCBとは、ポリ塩化ビフェニルの略でありまして、化学的に安定した性質を有する、主に油状の物質であります。このため、電気機器の絶縁油や熱交換器の熱媒体など、さまざまな用途で利用されてきました。

2のPCBをめぐる経緯であります。昭和43年に発生しましたカネミ油症事件、これを契機にしましてPCBの毒性が大きく取り上げられ、昭和47年以降、製造が中止され、その後、民間主導で全国39カ所で処理施設の設置が試みられましたが、いずれも住民の同意が得られず、30年以上の間、処分されない状況が続いております。

次に、3の国の取り組みですが、国は平成13年に、通称PCB特措法を制定しまして、平成16年に政府全額出資の特殊会社、通称JESCOを設立し、全国5カ所の施設において、高濃度PCB廃棄物が処理をされてきました。

ただいま高濃度PCB廃棄物と申し上げたんですが、ここでページの中ほどから下に記載し

ておりますPCB廃棄物の分類の欄をごらんいただきたいと思います。

PCBの濃度が5,000mg/kgを超過するPCB廃棄物が高濃度として取り扱われます。PCBが使用された代表的な電気機器には、写真と図でお示ししておりますが、高圧トランス、高圧コンデンサ、安定器がございます。

それでは、3、国の取り組みの2段落目にお戻りいただきたいと思います。

このようにして、国主導で処理が進められてきましたが、平成27年、昨年7月、環境省のPCBに係る有識者検討会におきまして、これまでの処分の進捗状況では期限内の処分完了が困難であるといった提言がなされましたことから、国はことしの5月2日、PCB特措法の一部を改正する法律を公布しました。8月1日に改正法令が施行されたところであります。

これによりまして、PCB廃棄物の保管事業者は計画的処理完了期限の1年前までに処分委託することが義務づけられまして、義務違反者に対して知事は改善命令を行い、命令に従わない場合は処分に係る代執行を行うこととされたところであります。

続いて8ページをごらんください。

今回の法改正を踏まえた4の課題についてあります。改正法で義務づけました処分期間は、本県が該当する北九州事業所エリアが最も早く、高濃度トランス等は平成29年度末が終期という、非常に逼迫した状況にあります。本県においては、平成26年にPCB保有事業者の確認調査を実施しておりますが、フォローアップが十分に行えていない状況にあります。

以上のことから、県内における未処理のPCB廃棄物等の保有状況を網羅的に把握するための調査を実施するとともに、早期処分実施の指

導や処分に応じない保管事業者への改善命令並びに行政代執行の実施など、期限内における処分完了を目指して、短期集中的に取り組む必要があると考えております。

これまでの本県の取り組み等につきましては、下の5にありますとおり、PCB保有事業者の確認調査を初め、県が把握しますPCB保管事業者に対する文書通知や立ち入り検査など、記載しております内容を実施してきたところであります。

こうした中で、6にありますように、ことしの8月には処理施設があります北九州市のPCB担当課長が来県されまして、直接、期限内における確実なPCB廃棄物の早期処分の要望を受けたところであります。

担当課長からは、処理施設に対する北九州市民が抱える不安、あるいは施設立地自治体としての御苦勞のほか、先行して処理を行ってきた中で経験した問題点などについて話を伺ったところでありますが、期限内処理を達成するには本県も取り組みを加速化する必要があると、私自身強く感じたところであります。

それでは、事業の概要について御説明いたします。

資料の5ページにお戻りいただきたいと思っております。

1の事業の目的・背景の下から3行目をごらんいただきたいと思っております。

この事業は、県内未処理の高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の保有状況を網羅的に把握するための調査を実施するものであります。

次に、2の事業の概要についてですが、予算額は504万円で、財源は全額産業廃棄物税基金、事業期間は平成28年度の単年度事業で、実施主

体は県であります。

事業内容につきましては、右側のページの事業概要により御説明させていただきます。

1の調査対象者は、県内の自家用電気工作物設置者であります。この自家用電気工作物とは、電力会社から600ボルトを超える電圧で受電する電気設備でありまして、この設備を有する工場、ビル、学校、病院等を所有する法人、団体、個人などが自家用電気工作物設置者となります。

中ほどの、イメージ図の左半分、当該事業として枠囲みしている部分をごらんください。

調査方法は、外部委託により実施しまして、委託先としましてはNTTタウンページ株式会社を予定しております。

委託内容は、県から委託先に対して、平成26年の調査で、未達などにより調査票を回収できなかった自家用電気工作物設置者、約3,200者分の名簿を提供しまして、委託先が保有しますタウンページデータ情報とのマッチングによりまして、これまで不明であった電話番号情報を追加するなど、最新情報に名簿を更新いたします。

さらに、名簿に記載されました調査対象者に対して、PCB廃棄物等の保有状況を確認するための調査票の発送及び回収、事業者からの電話対応等を行います。

これによりまして、明らかにならなかったPCB廃棄物等保有事業者を把握することができ、事業効果としましては、イメージ図の一番下にありますように、PCB廃棄物の期限内処理の推進につなげていくことができるものと考えております。

循環社会推進課の補正予算の説明は以上であります。

○廣津自然環境課長 それでは、自然環境課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の39ページをお開きください。

自然環境課の補正額は、一般会計で2億5,800万円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、40億5,254万3,000円となります。

41ページをお開きください。

(事項) 山地治山事業費で、説明欄にありますとおり、国の経済対策の実施に伴いまして、美郷町荒木谷地区ほか2カ所で復旧治山事業を実施するものであります。

詳細につきましては、常任委員会資料のほうで御説明いたします。

委員会資料の9ページをお開きください。

1の事業の目的・背景であります。治山施設の適切な配置等を通して、山地に起因する災害から県民の生命財産の保全等を図るものであります。

2の事業の概要であります。1の補正額は、先ほど申しましたように2億5,800万円で、

(4)の事業内容としましては、山腹崩壊や浸食が見られます溪流などの荒廃地を復旧整備するもので、美郷町荒木谷、西米良村尾春、小林市池田におきまして、谷どめ工や山腹工を実施するものであります。

3の事業効果であります。山地災害の復旧や土砂災害を防止することによりまして、県民が安全で安心できる生活環境が保たれるものと考えております。

自然環境課の説明は以上でございます。

**○渡邊森林経営課長** 森林経営課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の43ページをお開きください。

森林経営課の補正額は、19億3,349万3,000円

の増額であります。

この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、108億2,931万6,000円となります。

それでは、補正事業について御説明いたします。

1枚めくって、45ページをごらんください。

上から5行目の(事項)森林整備事業費で13億9,045万1,000円の増額であります。

これは、国の経済対策の実施に伴う補正でありまして、説明欄2の森林環境保全直接支援事業や3の環境林整備事業によりまして、植栽、下刈り、除間伐などの森林整備を行う実施主体に対して助成するものであります。

説明欄2の詳細につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明させていただきます。

次の(事項)未来へつなぐ「みやざきの森林」若返り対策事業費で1,315万円の増額であります。

これは、国庫補助決定に伴う補正でありまして、苗木供給の安定化を図るため、県の採穂園を再整備するものであります。

次の(事項)森林機能保全対策総合整備事業費で5億1,670万円の増額であります。

これは、国の経済対策の実施に伴う補正でありまして、説明欄1の、合板・製材生産性強化総合対策事業で間伐材の生産や路網整備等の支援を行うもので、全額が国庫支出金であります。

1枚めくって、46ページをごらんください。

上から2行目の(事項)道整備交付金事業費で1,319万2,000円の増額であります。

これは、国の経済対策の実施に伴う補正でありまして、説明欄1の県営事業で、山村地域の交通ネットワーク化及び適切な森林整備に必要な林道の開設を行うものであります。

次に、委員会資料の10ページをお開きくださ



い。

森林環境保全直接支援事業についてでございます。

1の事業の目的・背景ですが、森林の機能を将来にわたって高度に発揮させていくため、植栽や下刈りなど、計画的な森林整備に対し支援をするものであります。

2の事業の概要ですが、(1)の予算額は、補正額11億8,666万7,000円、補正後の額は31億8,149万9,000円であります。

(5)の事業の内容ですが、植栽、下刈り、除間伐等の森林施業等に対する支援となります。

右側の11ページをごらんください。

事業の仕組みであります。

①の直接支援の対象者は、森林経営計画の認定を受け、計画的な森林整備を行う者となります。

②の補助率ですが、標準事業費の68%でございます。

③のとおり、補助金の流れとしましては、森林整備を実施した森林所有者、または森林所有者から施業を受託して実施した森林組合等に対しまして、県では造林検査等を行いまして、補助金を交付しております。

再度、左の10ページをごらんください。

一番下の3の事業効果ですが、持続的な森林経営と計画的な森林施業の定着によりまして、森林の有する多面的機能が発揮されるものと考えております。

森林経営課からは以上であります。

○下沖山村・木材振興課長 山村・木材振興課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の47ページをお開きください。

当課の補正額は、左から2列目、補正額の欄

にありますように、一般会計で9億9,889万5,000円の増額であります。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますように、一般会計、特別会計合わせまして59億2,036万6,000円となります。

1枚めくっていただきまして、49ページをお開きください。

(事項) 林業・木材産業構造改革事業費で9億9,889万5,000円の増額であります。

これは、説明欄にありますとおり、国の経済対策の実施に伴う補正であります。

1の合板・製材生産性強化総合対策事業につきましては、委員会資料で説明させていただきます。

委員会資料の12ページをお開きください。

合板・製材生産性強化総合対策事業につきましては、先ほど森林経営課の説明にもありましたので、補正が必要となりました経緯が同じでありますので、森林経営課分もあわせて御説明させていただきます。

1の事業の目的・背景であります。TPPによる新たな国際環境のもとで、地域材の競争力強化に向けて、県が川上から川下までの林業・木材産業等関係者と共同で策定しました体質強化計画に基づき、大規模・高効率の製材工場等の整備、それらに向けて、原木を安定的に供給するため、事業者が行う路網の整備や間伐材の生産、高性能林業機械の導入等を一体的に支援するものであります。

予算額は、2の(1)にありますとおり、森林経営課及び山村・木材振興課合わせまして15億1,559万5,000円をお願いしております。

(5)の事業内容であります。①の間伐推進路網整備事業、②の間伐材生産強化対策事業及び③の高性能林業機械等整備事業では、製材

工場に対する原木を低コストで安定的に供給するために、それぞれ路網整備への支援、間伐材の生産への支援、高性能林業機械の導入への支援を行います。

④の木材加工流通施設等整備事業では、地域材の競争力強化に対する製材工場及び原木供給の効率化を進めるためのストックヤード等の整備への支援を行います。

このような取り組みを通じまして、3の事業効果にありますように、生産量が増加する大規模・高効率の製材工場等を整備し、それらに向け、間伐材が低コストで安定的に供給されることにより、本県の林業・木材産業の体質強化と国際競争力の強化が図られるものと考えております。

山村・木材振興課の説明は以上であります。

**○長友みやぎきの森林づくり推進室長** 議案第2号に関する特別会計補正予算につきまして御説明いたします。

平成28年度11月補正歳出予算説明資料の31ページをお開きください。

環境森林課の補正額は、左から2列目の補正額の欄の上から3段目にありますように、特別会計で6,167万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

この結果、補正後の額は、右から3列目の補正後の額の欄にありますように、4億834万4,000円となり、一般会計と合わせまして、その欄の一番上にありますように、40億6,631万4,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明します。

33ページをお開きください。

拡大造林事業特別会計であります。

上から5段目の(事項)県行造林造成事業費の6,167万5,000円の増額でありまして、下の説

明欄にありますように、県行造林の造成管理に要する経費の増加に伴うものです。

それでは、詳細について御説明いたします。

常任委員会資料の14ページをお開きください。

1の事業の目的・背景であります。県が民有地に地上権を設定して造林を行い、森林資源の造成を図り、その収穫による収益を当事者間で分収することによって、地域経済の振興に寄与するものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は6,167万5,000円の増額補正で、財源は雑入の立木補償費であります。

(4)の事業の内容は、補助費等の中での分収交付金の増でございます。

米印で記載しておりますが、分収交付金には、①の立木売払と②の立木補償に伴うものがございます。

詳細につきましては、右のページをごらんください。

1の県行分収造林ですが、県が民間の土地を借りて造林等を行い、成林後に伐採して得た利益を所有者や造林者等で分け合う手法でつくられた森林のことであります。

2の補正の理由ですが、土地所有者が県行分収造林地を事業用地として貸し出すために、県行分収造林地の解約申し入れが行われるとともに、事業者から県へ立木補償費が支払われ、これに伴い、立木補償費の歳入増及び土地所有者等への分収交付金の支払いによる歳出増が必要となったものです。

3の対象県行分収造林地の概要ですが、面積は21.35ヘクタール、樹種は杉とヒノキで、林齢は28から29年生と53年生です。

4の契約解約手続と立木補償費の流れですが、まず、契約解約手続は、横の流れになりますが、

土地所有者から県へ県行分収造林の解約申し入れがあり、次に県が開発業者に立木補償費を請求いたします。

事業者から県に立木補償費の納入があった後、県は土地所有者と契約解約を行います。

なお、県に納入された立木補償費につきましては雑入として受け入れ、縦の流れになりますが、11月補正で補助費等の分収交付金の増額補正を行いまして、補正予算成立後に土地所有者や森林組合、県で利益の分収を行うこととなります。

この補正内容ですが、(1)の当初予算は1億2,802万2,000円で、歳入のほとんどは立木売り払いに伴う財産収入です。

歳出は、立木売り払いに伴う分収交付金としての補助費等のほか、間伐事業などを行う普通建設事業費などを計上しております。

(2)の11月補正では、歳入で雑入を、歳出で補助費等を、それぞれ6,167万5,000円増額補正いたしまして、補正後の額は1億8,969万7,000円を予定しております。

なお、歳出の補助費等の増額分については、今回の立木補償に伴う分収交付金のほか、今後、立木売り払い額が予定額よりもふえた場合に対応するための分収交付金の増額を行うものであります。

説明は以上でございます。

**○大西環境森林課長** 議案第18号につきまして御説明いたします。

平成28年度11月補正歳出予算説明資料(議案第18号)と書かれた冊子のほうをお願いいたします。

121ページをお願いいたします。

環境森林課の行で、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で1,330万2,000

円の増額補正をお願いするものであります。

これは、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う人件費の補正であり、議会及び県民の皆様にも、給与改定に伴い必要となる人件費の総額を明らかにするために、環境森林部の所要額を環境森林課において一括計上しております。

この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、一般会計が36億7,127万2,000円となります。

補正の内容につきましては、125ページで御説明をいたします。

上段の(款)衛生費の(事項)職員費が215万2,000円、下段の(款)農林水産業費の(事項)職員費が1,115万円のそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。

主な補正の内容は、給料等の月例給が0.12%の引き上げ、特別給である勤勉手当が0.1月の引き上げとなります。

説明は以上でございます。

**○右松委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

議案についての質疑をお願いします。

**○函師委員** それでは、委員会資料のほうで伺いしていきたいと思っております。

3ページの海岸漂着物等地域対策推進事業の事業概要の②、地域対策事業ですけれども、資料の中では重機やボランティアによる海洋ゴミの回収処理活動にこれが充てられるということなのですが、実際、何団体でどういうところが受けられてるか、概要で構いませんので教えてください。

**○温水循環社会推進課長** 市町村で、宮崎市が1市のみ受けておられます。全市町村に照会いたしました。手が挙がったのは宮崎市のみであったというところであります。

○**図師委員** 実は私も、高鍋なんですけど、このボランティア活動に参加してる部分がある。

特に活動してるから一律に交付されるわけではなくて、手が挙がったところだけに支給という形なんです。

○**温水循環社会推進課長** そのような形になっております。

○**井上委員** これについては、海外のものっていうのも結構混じってるって理解していいんですか。

○**温水循環社会推進課長** 実は、太平洋側と日本海側とで違ってまして、今、委員がおっしゃいました海外のものっていうのは、特に韓国とか中国とかは日本海側に多く漂着しているという状況にありまして、本県の場合は、大雨とか台風によって、支流とかひっくるめて、河川の本線に流れ込んで、それが海にたどり着いて、そしてそれが漂着するといったようなものがほとんどであります。

○**井上委員** 台風16号の後に、私は宮崎市なので宮崎市全体、ある程度河川のところをずっと行かせてもらったんですが。写真はいっぱい撮ってきたんですが、流れてきているものが、もちろん倒木したやつも全部なんですけれども、そのほかの生活系のもも大変な量だった、すごかったのが本当に目に焼きついてるわけです。この漂着物を回収した分の処理はどういうふうにされるんですか。もちろん分別もしてっていうことでしょうか。

○**温水循環社会推進課長** 基本的には、海岸に漂着した市町村の処理施設で処理をされることになります。

まずは回収をしますんで、それを集めて分別して、基本的には漂着物は一般廃棄物になる関係で、燃えるもの、そして燃えないもの、それ

を所管する海岸の市町村の処理施設に持って行って、焼却なりあるいは埋め立てなりを行うということになります。

○**井上委員** 最後ですけど、漂着物が来た市町村の処理施設を使うということでいえば、それについての費用みたいなものも応分に市町村に出るということですか。

○**温水循環社会推進課長** 実質的には市町村が負担するということになります。処理費用については、基本的に減免措置がありまして、海岸漂着物については市町村のほうで減免措置がとられて、市町村の負担で処理をされるという形になっております。

○**山下委員** 台風16号の影響で、またこれだけの対策を組まないといけないということなんですけど、今回の台風16号の被害の中で、沿岸漁業、例えば生けすとかいろいろやってると思うんですが、そここのところの被害っていうのは全くなかったんでしょうか。

○**温水循環社会推進課長** 大変恐縮なんですけど、そこらあたりの実際の被害状況に関しては、それぞれ港湾課、河川課、漁村振興課が把握しておりまして、うちが全体の予算を取りまとめて環境省に補助金申請をするという取りまとめ役をやってる関係で、申しわけないんですが、細かな情報までは承知しておりません。

○**山下委員** 以前、六、七年前、北浦漁港が流木でかなりの被害を受けて、沿岸に来たやつは早く回収しないと、次の台風のとくにまた一挙に流れ出すという可能性があるわけですから、ぜひ市町村とうまく話をして対策を講じていただければいいと思います。

○**温水循環社会推進課長** 知り得ている情報でいきますと、港湾施設にたどり着いた漂着物については、直ちに重機等を使って揚げられて、

まだ処理は多分港の中にそのまま放置されて、今後処理されるものもあれば、処理まで終わってるところもあろうかと思えますけれども、そんな状況のようであります。

**○山下委員** PCB関係なんですけど、私も、今さらまだこういうことがあったのという実態を知ったところなんですけど、以前、いわゆる一般の廃棄物で捨てる場合の乾電池がいろいろ問題になりましたよね。そういう問題があったかと思うんですけど、それと同等として考えとっていいわけですか。

**○温水循環社会推進課長** 乾電池等とは全然違うと御認識していただいてよろしいかと思いません。

先ほど言いましたけれど、カネミ油中毒事件というのが昭和43年に起きまして、私は小っちゃかったんですけど、記憶してるんですけど、このときはかなり報道されました。要は、1万4,000人レベルの方々がその症状を訴えられまして、いわゆる食中毒事案としては日本で最大規模のものだと言われてまして。それまでずっと使われていたんですけども、これを契機にPCBの使用が昭和47年に中止ということで、それ以降、さっき話しましたように処理施設の建設が民間主導で検討されたんですけど、非常に危険な物質であるということで地元の反対に遭いまして、39カ所、39戦39敗といったような状況で、結局民間主導でできなかったんです。

それで、国が乗り出して平成13年に特措法を設置をして、そして特殊会社であるJESCOという会社をつくって、全国に5カ所の処理施設を建設して処理を進めているんですけど、処理施設を建設するときに、処理期限というのを地元との約束でお決めになっておられるんです。それが当初平成28年7月までに全部処理を終え

るという計画だったんですが、とてもじゃないけれど間に合わないということで、平成26年に、処理期間を1回延長されております。

したがいまして、うちが処理をします北九州事業エリアでいきますと、平成30年度までにトランス、コンデンサについては処理をしないといけないと。あと、安定器等については平成33年度までに処理をしないといけないといった非常に逼迫した状態になってまして、北九州市の担当課長さんがお見えになった話をしましたけれど、地元としては再延長はしないという約束のもとで1回延長しましたので、それを再延長するという事はなかなか厳しいと。

そういったことに鑑みますと、非常に厳しい逼迫した状態になってるので、処理を急がないといけないという認識のもとで、国が特措法の改正をして都道府県の権限を強化して、なかなか処理が進まない場合は最悪、代執行までできるようにしたといったようなことであります。

したがいまして、乾電池の処理なんかとはいわばレベルが違うといいましょうか。非常にお金もかかってますし、長い期間なかなか処理が進まずにきてますので、非常に大きな問題だと認識をしてるところです。

**○山下委員** 九州電力関係がいろんな事業所に事業認可して、説明で3,200者って言われましたよね。3,200者ほどあって、電力っていうのは丸電と契約して、これだけのトランスを設置しないといけないよ、コンデンサを設置しないといけないよという設置義務が出てきて、それで企業は設置すると思うんですけど、不良になったときに回収して、今まではどこに保管されてたわけですか。

**○温水循環社会推進課長** 事業者において保管をするようになっております。そして、保管に

については、そういう形で処理がなかなかできなかったものですから、どういう状況で保管してるかということ、年に1回、県のほうに届け出で報告することになってまして、報告を受けて、保管状況を把握してたと。

ただ、平成21年からは、処理がJESCO及び民間事業者でも低濃度は処理ができるようになってきました。それで、届け出を行ってる、すなわちPCB廃棄物を保管しとった事業者が、県がこれまで調査をして把握した数でいきますと400事業者ありました。そのうち300事業者については、既に処理が終わっております。よって、これまで把握してる事業者でいくと、あと100事業者程度がまだ処理が終わってないということになるんですが、それ以外に3,200事業者が自家用電気工作物設置者としてまだ調査が終わってないという、そういう状況になってるんです。だから、それをまずはしっかり調査をして。

平成26年に、1回調査をやってます。それまでも5回調査をやって、自家用電気工作物のデータを経産省から環境省がもらって、環境省から県にそれが届いて調査をやってるんですが、もともとのデータが古くて電話番号が載ってないとかで、なかなか最終的な、完璧な調査までできていなかったわけです。そういう中で、我々もどうやって対処しようかということで苦慮してたんですけど、岡山県がNTTのタウンページ株式会社。ここは電話番号の情報を持っているものから。

実は、環境省からもらったデータには半分以上は電話番号の情報がないんです。あるいは古くて変わってたりとかして、結局電話でやりとりができないものから、直接何千業者を訪ねていかないといけないと。そういった形で、800業者は直接訪ねていったりして再調査してるん

ですけど、とてもじゃないけどそういうやり方じゃ追いつかないということになってたものから。

その中で、NTTタウンページ株式会社の情報を使うことができるということがわかったので、それであれば、少しでも早く調査をやらせてもらったほうがより早く処理が進むということで、今回補正という形になりましたけれども計上させていただいて、年がかわって、可能であれば、1月から3月の3カ月間で一挙に委託をしてやらせていただきたいと。

そして、事前の打ち合わせについても、岡山県で実績があるということがわかりましたので、大体やれると。それで完璧には行きませんが、そのやれなかった分に関しては、今、関係課と協議をして、来年度組織体制も強化させてもらうような検討をしておりますので、体制の強化をした上で、残りの終わらなかった調査も実施し、判明した事業者に対しては、訪問したりして期限内の処理を促していきたいと考えております。

**○山下委員** 今、説明の中で、400事業者がおって、300者はちゃんと回収されてて、あとの100者のほうがまだ調査が進んでないということなんですが、結局その事業者というのはいろんな電気事業者ですか。例えば、都城だったら九南電業とかいろんなところがあるんですが、そういうところの保管状況等を調査するという理解ですか。

**○温水循環社会推進課長** 自家用電気工作物というのは、500ボルト以上で、うちの県でいきますと九電さんから電気を受電している設備を持っている法人とか個人ということになります。したがって、大型のいわゆる電気事業に携わっておられるような方々というよりも、例えばホ

テルとか、具体的には6ページの調査対象者のところに記載しておりますが、工場とかビルとか学校とか病院など——要するに電気の使い勝手をよくするために自家用電気工作物の設備、トランスとかコンデンサを設置されてるわけです。

だから、電気事業をメインにやっておられるようなところというよりも、ここに記載しておりますように、一般の工場とかビルとか学校、病院など、九電からの電気を受電しまして、それを自分のところの施設で効率よく使うために設置をされているという、そういう施設であります。

○山下委員 それが3,200でしょう。

○温水循環社会推進課長 はい。調査が終わっていないのが3,200あるということです。

○山下委員 さっきの400っていうのは何。

○温水循環社会推進課長 400というのは、これまでの調査の中で、PCB廃棄物がありますと。要するにトランス、コンデンサなど使っていたやつがありますよと、保管してますよということで届け出があつて事業者数が400ということになります。そのうち300はもう既に処理が終わってます。届け出があつたうちの100はまだ残ってます。それに対しては、今後、処理期限内での処理を我々が促しているという状況にあります。

○外山委員 いわゆるこのPCB保有事業者というのは、現在、このPCBが使われてるトランス、コンデンサを現時点でも使ってるということかな。保有っていう意味は。

○温水循環社会推進課長 一部使ってる場所もあるんですけど、基本的にはやめて、処分をしたかったけれどこれまでなかなかできなかったんです。今は実際処分しようと思えばで

きるんですけど、処分料が相当高いんです。

○外山委員 だから、結局事業者とか病院でも、1回取り外して入れかえたんだけど、それを処分したら高いから、保有というのは置いてあるということかな。

○温水循環社会推進課長 そういうことです。

処分料に関しては助成制度がありまして、実は国と都道府県で負担しておりまして、8ページのこれまでの取組等の中の(4)処理基金への負担金積み立てというのをやってまして、中小企業であれば70%まで助成をします。個人であれば95%まで助成をするという制度があります。それを活用していただいて、処理を行っていただいと。

ざっくり言いますと、トランス1基処理するのに、実際の金額でいきますと40万から50万ぐらいかかるんです。それは、北九州の事業所までの運搬費は含まれておりません。したがって、高額な処理費がかかる関係で、なかなか処理が進んでないというところもあります。

○図師委員 8ページの資料でお伺いしたいんですが、5のこれまでの取組等のところで、これは県内の数字ということだと理解してるんですが、調査票の送付は8,247件で、結果、それが回収率59%、調査票が届かなかったところが928件、さらに未返信のところが2,997で、これを足すと3,900を超えるんですが、先ほど言われた、未回収のところ3,200者にしか今後調査を入れないという、この数字の差はどう理解したらいいんですか。

○温水循環社会推進課長 先ほど少し話したんですけども、800事業者に対しては県の廃棄物監視員等が足で回ったりとかして、あるかどうかの調査は終わっております。これまでもやってきたんですけども、なかなかやっぱり時間

がかかるものですから。

それが、NTTタウンページと共同してやると電話番号の情報がもらえますので、格段に効率的な調査ができるということで、今回お願いしてるものであります。

○**図師委員** 調査を入れる3,200者というのは、約3,200というような感じなんですね。

○**温水循環社会推進課長** はい、それで結構でございます。

○**図師委員** もう一つ、処分に応じない保管事業者というのは、先ほど言われた、費用負担をしたくないからということですか。

○**温水循環社会推進課長** この制度に対して、そもそも不満を持っておられる方もいらっしゃいます。いろんな方がいらっしゃって、我々はいわゆる処理困難者といってるんですけど、所有者がかわって、後で自分がそのビルを買ったときに、そういうのがあるということは知らなかったと。だから、それは私の責任ではないというふうに主張される方とか、いろんな方がいらっしゃいます。それを、一人一人説明をして、理解をいただいてやっていくことになりますので、その処理困難者の方々に対しては、どうしても応じていただければ、最悪、行政代執行までやれというルールに今回なったんです。だから、そこまでやらないといけないので、相当の労力を要するということになろうかと思っております。

○**図師委員** これが29年度まで、もしくは30年度までということですが、来年度以降、新体制を組んで、また集中的にやるということなんですが、人員配置とか予算の獲得とか含めて、見通しは立ってるんですか。

○**温水循環社会推進課長** やはり組織体制の強化というのが非常に重要であろうと思っ

て、人事課、行政経営課、そして財政当局とも、今、人員増について協議をしているところです。

あと、予算に関しましては、調査がこれである程度、7割から8割は3,200のうち調査ができるもんだろうと思ってまして、うちの組織の中では、各保健所に廃棄物監視員が18名おりますので、ここを十分活用して、いわゆるローラー作戦で事業者に電話をするなり、回っていただくなりしながら、来年度の前半には、ある程度状況を把握し切って、その後は、今度は処理を推進する、処理を指導していくという形で、来年度ベストを尽くしてそこまで行って、再来年度、計画処理完了期限は平成30年度までになってますので、実際はあと一年あるんです。そこからは、処分に応じていただけない方々に対する、いわば改善命令、行政処分、そして、それで聞かなければ告発をして、そしてその上で、場合によっては行政代執行まで行かなければならなくなる可能性があるということでもあります。

○**図師委員** 最後。さまざまなケースが想定されると思うんですが、NTTの協力で連絡先をたどれるということ、それと同時に住所もたどれるんでしょうけれども、ただ、そこにはもう人もいなければ、工場は廃墟と化してると。結局そこには物だけが、保管されてないというか、放置されてるようなケースも多々あるかと思うんですが、そういうものの回収なんかは想定されてるんですか。

○**温水循環社会推進課長** 若干、まだ検討が不十分なところはありますが、そのときには代執行等でやっていかざるを得なくなるのかなと考えております。

○**図師委員** 大変な労力だと思いますが、ぜひきめ細やかによろしくをお願いします。

○**河野委員** 8ページ、5の(4)の負担金積



み立ての件で確認ですけれど、平成28年度はおよそ640万とありますが、これは毎年負担金の額が変わるということでしょうか。

○**温水循環社会推進課長** 当初は1,800万円積み立てておりました。国と都道府県が、基本的な考え方は半々で、都道府県に関しては人口割で負担金の金額が決まっております。

現在は645万円ということで、処理が進んでいきますと、その負担金の金額自体は少なくなってきたるといったような状況になります。

○**河野委員** この負担金というのは、何年度から発生したんですか。

○**温水循環社会推進課長** 平成13年度から負担金を払っております。

○**河野委員** 33年までということでしょうか。

○**温水循環社会推進課長** 終わりの期間については、現在のところ、まだはっきりしてないという状況です。

○**右松委員長** よろしいでしょうか。関連があれば、なければ次に移ります。

ほかの議案で、お願いします。

○**黒木委員** 9ページの山地治山事業ですけれども、これは予防治山ではなくて、災害に遭ったところ、それを対象とする事業でしょうか。

○**廣津自然環境課長** 国のほうで、この補正予算を措置されたときに、対象事業として、年内に執行できるもの、それと復旧治山事業ということで、今回は復旧事業の3カ所を要望して、いただけることになったという状況です。

○**黒木委員** 委員会で聞くようなあれじゃないけど、美郷町荒木谷っていったら、どこになりますか。

○**廣津自然環境課長** 旧南郷村になります。

○**黒木委員** トンネルを越えたところのことですか。よくわかりませんが、地名からして、

恐らく針葉樹のところは壊れたのかなと思うんですけども、地名からして針葉樹を植えたらいけないような地名じゃないかなというように気がしたもんですから。余計なことですけども。しっかりと復旧していただくようお願いしたいと思います。

○**廣津自然環境課長** 地名から察するところもあります。申しわけありませんけれど、私自身が現場の林相といますか、山の状況を把握しておりませんので、申しわけございません。

○**黒木委員** 済みません。余計なことを言いました。

○**山下委員** 今回、この3カ所が補正で出されてきてるんですが、これは危険箇所、復旧じゃないですよ。災害復旧だよ。緊急的に災害復旧をしないといけないところは、まだ残り何カ所ぐらいありますか。

○**廣津自然環境課長** 山地災害というのは、今年度もそうですけれど、地震でもありますし、梅雨とか台風とかで被害が発生しております。28年度当初で考えておりました箇所からすると、国に対して要望した箇所からしますと、残ってるのは数カ所という状況でございます。また今年度も発生しておりますので、それについては、次年度以降復旧事業を実施していくということになります。

○**右松委員長** 関連があれば、お願いします。なければ、その他の議案。

○**井上委員** 森林環境保全直接支援事業のことですが、事業主体の地方公共団体、林業事業体等となっているわけですが、この割合というのは、大体どんなになってるんですか。

○**渡邊森林経営課長** こちらにあります地方公共団体、それから林業事業体等とありますけれども、詳しく言いますと、都道府県、市町村、

それから森林所有者、森林組合、森林整備法人等でございます、実際に事業を行う上では、森林組合が大きな比重を占めているということでございます。

**○外山委員** この森林環境保全直接支援事業ですが、事業期間が平成23年度からとなっておりますが、補正前には毎年ほぼ20億ぐらいの当初予算が組んであるわけですか。

**○渡邊森林経営課長** 23年度から、森林環境保全直接支援事業という名称で事業を実施しておりますけれども、これは造林事業でございます。かなり以前から実施してる事業でございます、毎年度ほぼ20億円程度の予算を計上しております。

**○山下委員** 関連でいいですか。

私たちも、木を切った後、植えて、森林組合に全部お願いしてるんですが、なかなか人手が、最近特に集まらないと。またこれだけの補正が11億も出てきて、事業年度が来年度に繰り越されるんだろうと思うんですが、結局、今、県内の各森林組合の労務で、そこ辺は順調にこの予算を消化できるんですか。

**○渡邊森林経営課長** この事業につきましては、繰り越しといいますか、年度内に事業主体のほうで着手をいたしまして、年度を繰り越して事業を完了して、その後事業申請ということでございます。それぞれ林業事業体のほうからの要望等に基づきまして事業を実施するものでございまして、事業体のほうで計画的な執行というのを考えてるものと考えております。

**○山下委員** 僕が聞きたいのは、予算執行が各森林組合で……。というのは、これだけ伐採が進んできて、いろいろ議論になるんですが、裸山が多くなってるんじゃないかと。そうやってきたときに、受けてくれるのはもう森林組合

ですよ。事業でやってくれるのは。だから、順調にこの予算を消化していくための森林組合の労務がしっかりと確保されて、それがなされるかということ、今、聞いてるんです。

**○下沖山村・木材振興課長** 現在、国勢調査の結果になりますけれども、全体、林業就業者数というのが2,690名ほどおります。森林組合の作業班等も含まれておりますけれども。

長期計画によりますと、平成32年度に2,480名ということで林業就業者数の計画を立てておまして、今現在、数字は上回ってる状況にございます。しかしながら、高齢化等も進んでおりますので、引き続き林業就業者の確保については取り組んでまいりたいと考えてるところでございます。

**○山下委員** 問題意識をどれほど認識されてるのかなと思うんですが、私は都城ですけど、都城の森林組合でも人手が足らなくて、我々に紹介してくれと。1人紹介したら何ぼお金を出すよというぐらい深刻なんです。しっかりと予算をとっていくことはいいんですが、この労務に携わってくれる人の確保、予算をこれだけとって、この辺をうまく森林組合は消化できるのかということで確認したいんです。

**○下沖山村・木材振興課長** 数字上はある程度の状況にあるんですけども、高齢化等で不足しているような状況というか、そういった状況もあるということは十分聞いておりますし、現場等に回りましてもそういった状況を把握しておりますので、担い手育成基金等を活用しまして、十分確保してまいりたいと考えております。

**○山下委員** 頑張ってください。大変な問題ですから。

**○井上委員** 中途半端で終わったんですけど、割合聞いてからそのまんまになってるんですけ

れど。

森林所有者っていうのはきちんと確認がとれてるのかっていうのと、それから、わからない所有者の山とかがどのくらいあるのか。地籍調査を待たないといけないのかもしれませんが、そこまで待てるような状況にないので、山の戸籍みたいなのっていうのはどんなふうになってるんですか。誰が答えるんかがわからないけれど。

**○那須環境森林部次長（技術担当）** 地籍調査は、県内の市町村64%ぐらいがもう終わってまして、それについては所有者が判明してるところでございすけれども、そのほかにも事業によって森林簿という、林業関係ではそういう名簿を整理しております。それで大体県内に在住の方の所有者っていうのはわかってるところでございすけれども、年代がかわって不明だということも出てきておりますので、それについては、境界明確化事業などで、今、所有者を判明してるところでございす。

**○井上委員** 山の管理をしていくわけだから、その植栽と下刈りと除間伐とかをしていくわけだから、全部を大体把握しながら、森林組合がしっかりしてらっしゃるところはいいけれど、森林組合さんとのあれがつかないところは植栽とかなかなかうまくいかないんじゃないんですか。

**○渡邊森林経営課長** この事業につきましては、森林所有者から森林組合等に事業してくれと、要するにこの箇所植栽してくれ、あるいは間伐してくれ、下刈りをしてくれという要望がございまして、森林組合がその箇所を実施するというでございす。所有者不明の森林について、そういう森林整備を行うというものではございせん。あくまでも、森林所有者からの

要望があった箇所についてでございます。

**○井上委員** だって、きちんと書いてあるから。森林経営計画の認定を受けた者というふうに書いてあるから、それはそのとおりだろうと思うのよ。だから、これはそういうことで進んでいくんだろうけれども、じゃあ、そこから漏れるということはないのかということよ。だから、それがどのくらいの状況になるのか。全体の割合からしたときに、今の状況からいえば、圧倒的にこっちが多分多いんだろうと思うよ。それは何%ぐらいで、あとわからなくて山の管理がうまくできないところを、宮崎市なんかはこの前、事件みたいな、犯罪みたいなのが起こってたけれども、ああいうことっていうのは実際はないと考えていいのかっていったら、そんなことはないやろう。わからないわけだから。だから、そういうところの割合としては、どのくらいになるのか。この事業に引かかるのは、大体宮崎県の山の全体のどのくらいになるわけ。

**○渡邊森林経営課長** 先ほど、次長のほうからも申しましたけれども、実際に地籍が終わってる箇所は61%ということでございす。正確にはそこはわかってる。それ以外に字図とかで森林所有者がわかってる箇所もございす。おおむね七、八割はわかってるんじゃないかと思っております。

所有者不明の森林があるということもございまして、森林法等も改正され、市町村のほうで林地台帳なるものを、31年度まで、3年間かけて作成しようという動きが、森林法が改正になって出てきたところでございす。そういう台帳整備等もさらに進めば、森林所有者等の把握もかなり進むものと考えております。

**○井上委員** この事業の効果の最後のところに、「本県における「伐って、使って、すぐ植える」

資源循環型林業を実現するための森林整備の推進が図られる」というふうになってるわけだから、そういう意味でいうと、循環性があるようにしていかないといけないということよね。そのためにこの事業があり、年間20億ぐらいがずっと下りてくるということだから、だったら山が現実には、地域別にといたらおかしいけれども、ばらつきがあるということについては、それはどう考えてるの。

○渡邊森林経営課長 確かに再造林率などを見ましても、県北に比べて県南のほうが若干低いという状況もございますので。

○井上委員 若干じゃないな。

○渡邊森林経営課長 低いという状況もございますので、そのあたりは森林所有者への再造林の意識づけ、これなどを再度強化いたしまして、循環型の林業確立をやっていきたいと考えております。

○井上委員 だから、計画っていうのは県の計画っていうのがあるわけやわ。その全体の計画があって、そして、それをやっているとところだけのパーセンテージで上げていくことが、本当にいいのかって。ちゃんと宮崎県の山全体のバランスとかを考えてしていくっていうことは必要なんじゃないかなって思うんです。だから、そのことをどうこの事業の中で認識されてるのかなっていうのは——私の単純な頭で考えると、北のほうが七、八割って、南のほうは、この前答弁いただいたのは5割っておっしゃったけれども、5割じゃないよね。地域差がものすごくあって、南のほうの下の方のところのパーセンテージは上がってるけれど、宮崎市あたりのところは非常に低いということになるわけよね。だから、それはバランスが非常に悪いところだと思う。そういうこととかを本当に認識し

た上でこれを実施していこうとしているのかどうかというのが。年間ずっと毎回やってるわけで、だからそれをずっと置き去りして、そのまんまでいいのかなっていう疑問があるわけ。

いや、この予算を執行しなきゃいけないということではないけれども、執行してほしいけれども、そのバランスというのをしっかり考えてほしいから、森林所有者のところっていうのをきちんと把握してるのかなって疑問に思うわけ。

○那須環境森林部次長(技術担当) 委員の御指摘のとおり、地域差があるというのは私どもも認識しておりまして、県全体では8割というふうに言っておりますが、県南部についてはやはり低いというのを自覚しております。

今、森林経営課長が申しましたように、今、正確に幾らかって言われてもちょっとわからないんですけれども、残りの分は一生懸命わかるようにということで、今後2年間、林地台帳というのを国も指導しておりますし、市町村において台帳の整備ということで、今、集中的に実施しようとして取り組んでおるところでございます。

それから、先ほどの山下委員のお話で、この事業で実施できるかというお話につきましては、要望としてはまだまだこれ以上、三十四、五億欲しいということもございますけれども、それぞれできるところでやっっていこうということをお願いして実施をさせていただきます。一部に組合、造林というのは人手が要るものですからなかなか間に合わないというところもございませうけれども、そこについて、事業の平準化といえますか、コンテナ苗とかそういうのを使いながら、年間通して作業ができるようなこともやっていきたいと思っております。

○山下委員 今の件ですが、この補助対象になるのは、植栽後5年間でしたか。何年間。

○那須環境森林部次長(技術担当) 植栽については当年度ですけれども、下刈りとかそういうような事業は、植栽後の5年間ないし6年間施業をするということでございます。

○山下委員 以前は、山の持ち主が自分たちでほとんど植林して下刈りやらをしてたんです。もう、そういう人たちはほとんどいないんです。全てが森林組合等をお願いして、5年から6年ででしょう。植栽から管理をお願いしているわけですから、毎年受ける面積っていうのはふえてくると思うんです。

だから私は、皆さん方が、末端の森林組合の作業員とか、その実態をどれぐらい把握されてるかということを確認しておきたかったんです。でないと、やっぱり我々も、頼まれても人手がないんです。1人紹介してくれたら何ぼ出すとか、人手がないから探してくれっていうのが、広報でも回ってくるんです。それぐらい地方の中で人材確保というのは非常に深刻で、苦勞してると思うんです。その辺のことをしっかりと皆さん方も把握して、その事業を振興していくための対策を議論していただかないと、末端が雑な仕事になったりと、それが見受けられるんです。素人を使わないといけないし、そういう問題も抱えてるんです。だから、あなた方はしっかりと現場がどういう状況にあるかということも確認しとかないと。よろしく申し上げます。

○井上委員 私も最終的には、今、山下委員が言われたのと同じようなことなんでしょうけれども、南のほうの森林組合——南といっても、特に私なんかは宮崎市なんだけれど、本当に言われるとおりに人がいらっしやらないわけです。昔はリュックを背負って上がってくださる人が随分いたというふうに、地域地域に行くとおっしや

るんだけど、今はもう、そのようなことをしてくれる者はおらんと言われる。

だから、やっぱりそのあたりの実態も踏まえた上で、どうやったら植栽がきちんと本当にできるかっていうこととか、下刈りも、それから除間伐も、そういうこととかも、ちょっとこまめに見てはいただけないものかどうか、そこがすごく気になるところです。この事業しないでもいいとか、そういうふうに言ってるわけでも何でもないの。ぜひ、そういう人的な確保も含めて。なかなか本当に難しい状況にあって、宮崎市の市議会議員さんやらと一緒に話をしてみると、地域間格差もあって、人を獲得するのも難しいというお話をいただく。でも、やっぱり災害があるたびに山の木は崩れてきてて、さっき言った海岸の漂着物の中にどんと入っていくわけだから。加江田川の一番海に近いところなんかの大木なんていうのは、もう信じられないような木が来てますから。

だから、そういうこととかを考えていくと、やっぱり山の管理が一番大事なのではないかと。災害のときに、一番必要なのは山の管理じゃないのかなって思うから、私も一般質問で取り上げましたが。だからこそ、そこんどこをきちんとやる必要があるのではないかと。もっとこまめな対策をとらないと、本当に人任せでは無理ではないんだろうかなと思うところなんです。山下委員と一緒に。

○大坪環境森林部長 冒頭も話しましたけれど、25周年というのを契機にしまして、今後長期的にどうしていくかということがとっても重要でございます。ただいまの御議論もそうなんですけど、我々もやっぱり問題意識として持っていますのは、地域差が非常に大きいということです。それぞれ地域ごとにいろいろと抱えてい

る問題点、状況、さまざまですので、これから、例えば農林振興局単位で、地元の市町村と森林組合と一緒に、この地域の再造林対策をどう進めていったらいいのか、そういったものをしっかりと議論するような、そういう場を何とか設置していきたいということで現在検討を始めているところでございます。ですから、それぞれの地域の実情に即して、それぞれをどうやってアップさせていくかということ、そして全体として80%再造林をするということに向けてしっかりと頑張っていきたいと思っております。

**○井上委員** 最後なんですけれど、宮崎市で珍しく山の話が出たなと思ったら、ほかの人のを、自分で印鑑ついて切らせてしまったみたいな犯罪まがいのことでしたが。

山の問題とかといったときに、やっぱり市町村と県とは非常に温度差があるわけです。特に私のところあたりはそうなのかもしれませんが。だから、やっぱり先ほど言われたこまめな行政間同士の議論と、そのことによって何がプラスになるかということとかを議論していただけたらと思います。

今回、林活議連で、環境森林税のことについても意見書を出そうというふうにしてるところなんですけど、環境森林税をいただくということになれば、私たちはなおさら真摯にこの山の問題について、市町村も同じ目線でやってくれないと、県が旗振るだけでは、なかなかそのことが浸透してないと思うんです。

先ほど言ってくくださったように、農林振興局とか、そういう行政間同士の打ち合わせをして計画もこまめにしていく。それから、どういう形で人的確保ができるのかということとかも、地域センターも含めて一緒に議論していけるよ

うになると、随分山の問題って変わってくるんじゃないかなと。そして、環境森林税をいただいたからといって、そのことについて何ら言われる筋合いもないのではないかなと思っているわけなんです。だから、本当に私たちが山を守るためには税金投入してでもやらんといかんということを、しっかりとメッセージできるようにしないとよくないのではないかなと思っております。よろしく願いをしておきたいと思います。

**○島田副委員長** 冒頭で、部長から、将来の宮崎県の森林林業のためにと説明受けたんですが、きょうの新聞に中国木材の拡大というのがありましたけれども、今、既存の加工場の投資。12ページの木材加工流通整備の支援事業、これもありがたいことなんですけど、今、競争が激しいもんですから、例えば既存の加工場の人が後継者がいないのに投資して競争する、中国木材に向かっていると思うんですけど、なかなかできないと思うんです。だから、やっぱり大型加工場は大型加工場として、世界のマーケットの単価に合わせられるような、競争に勝つような整備をしなければならないと思うんです。先ほどから言ってるように、植えるから切るよというシステムに変えないと、これから先、200万立方切っていくって、将来50年後の山がどうなるのかなという心配をするわけです。

部長が言われたように、やはり植えて40年かかるわけですから、その部分を20年に変えるという早生樹の育成。その中で、日本の木材の文化の中でA、B、C材とありましたけれども、今、もう一律じゃないですか。だから、特別な材料をつくらなくても、もうクロス張りでやって、集成加工して、逆にC材が上がってきたということですね。A材が下がって、C材が上がっ

てきたということだから。であれば、やっぱりこれから、山の回転率をうまくするような施業というのをやっていかなければ、将来、宮崎県の山は本当に針葉樹がなくなるんじゃないかなという気がするんです。部長が心配されてるようなことを、今後進めてもらえればと。

それと、木材流通の投資。既存の投資の中でも、10年間ぐらいやったらもう終わりだよというんじゃないくて、30年後も50年後もこの加工場は生きていくんだというようなところに投資してやらないと、逆に投資したばかりに無理なことになるんじゃないかなという心配をします。それを今後よろしくお願ひしたいと思います。

**○大坪環境森林部長** 今回の中国木材の増設の話は、しばらく前に計画の案というものの説明を受けまして、そのとき申し上げたのが、まずは県内の林業関係の組合と協定を締結してますので、そこと十分話し合いをしてくださいと。そして、お互いにウイン・ウインの関係で、両者が十分将来に向けても成り立つような、そういう関係をぜひとも構築をしてくださいということをお願いをしました。

そして、県森連とか県木連で構成してる三木会というところと中国木材は何度か話し合いをされて、現在に至ってるという状況でございます。

一方、島田副委員長おっしゃいましたように、これからの林業、再造林をどうやってしっかりやって回していくかということの中では、税金だけでは私も限界があると感じています。ですから、森林環境税はもちろん大事なんですけど、それプラス企業による投資というんですか。先般は、大手のハウスメーカーと調印をしまして、スギ花粉の少ない少花粉スギの苗を造林するた

めの資金の援助をするというふうな協定もしましたけれども。製材業者であったり住宅メーカーであったり、木材を最終的に使うところをもっと山元に投資をしてくれる、そして再造林が進む。そして、単に杉材だけではなくて早生樹もひっくるめて、どうやったら効率的・効果的な収益が上がるのかといったことも総合的に考えて、そして先ほど申しましたように、それを地域ごとに考えていって、今後の林業対策というのを進めていきたいなと思っているところでございます。

**○島田副委員長** 機械化できたもんだから、木材を切る面積というのは拡大してきたんです。でも、植えるのは人が植えるもんだから追いつかないと思うんです。その中で、やっぱり公社造林。今、部長言われたように、これからはある程度の機関が担わないと、個人の人たちはもうやっぱり放棄します。だからそういう点は、これからの公社の存続というのが一番重大じゃないかなと思うので、この前一般質問でお願いしたように、放棄する森林を公社造林が担っていくというような体制づくりをしないと、森林組合だけではやっぱり無理です。そこはよろしくお願ひしたいと思います。

**○黒木委員** 県行造林造成事業、土地所有者が事業用地として貸し出すということでありましたけれど、これはどういう事業に貸し出すのか、そして場所はどこか。21ヘクタールを超えて、結構広い面積だなと思うもんですから。

**○長友みやぎきの森林づくり推進室長** これにつきましては、林地開発許可申請の手続がまだされておきませんので、ちょっと詳しい内容については説明を控えさせていただきたいんですが、場所につきましては、日向市のほうで、太陽光発電施設を整備するというところで計画され

てるものでございます。

○黒木委員 日向市で、太陽光発電の用地に利用したいということですか。

○長友みやざきの森林づくり推進室長 林地のほうを造成いたしまして、太陽光パネルを設置するという計画になります。

○山下委員 ちょっと公表できないって言ったのは、これは分収林ですから、その分収の分け前のこと。地主と、県もちろんそうでしょうし。その比率っていうのは説明できるんですか。

○長友みやざきの森林づくり推進室長 詳細を控えさせていただきたいと言ったのは、まだ申請手続前ですので、事業計画の中身のほうはちょっと控えさせていただきたいと。

分収林につきましては、一応、県が約6割、それと森林所有者が約3割、あと森林組合が加わっておりますので、森林組合のほう約1割というような分収割合になります。

○山下委員 この契約っていうのは、例えば杉の伐期は40年ですよね。40年って、契約年限があったんですか。53年になってるけれど。

○長友みやざきの森林づくり推進室長 杉とヒノキとございまして、一応、\*40年から50年ぐらいで契約が組んであります。実際、まだ契約途中でありますので、途中での解約ということで、立木補償費でもらうことになっております。

○山下委員 わかりました。

○右松委員長 それでは、進んでよろしいでしょうか。

残り25分なんですけど、説明時間は一応27分ということで伺っておりますので、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○大西環境森林課長 それでは、御説明いたします。

宮崎県環境計画の平成27年度取組の概要につ

いてであります。

お手元の資料1をお願いいたします。

本日は、この資料の要約編に沿って説明をさせていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

1の計画の概要であります。この計画は平成23年度から32年度までの10年間を計画期間とするものでありまして、昨年度は中間年度ということで内容を見直し、改定を行いました。

この計画では、森林、河川等の自然環境や、大気、水等の生活環境などを対象としまして、分野別に6つの柱に沿って施策を展開してまいりました。

次に、2の平成27年度における取組の概要につきまして、まず(1)低炭素社会の構築についてでございます。

①にありますとおり、産業、業務等の各部門における温室効果ガスの排出削減に向けた普及啓発などの取り組みを推進いたしました。

その下の温室効果ガス総排出量につきましては、これは県で独自に算出したものでございまして、平成25年度が直近のデータになりますが、対前年度比で1.5%増加しております。これは、業務部門における二酸化炭素排出量の増加が主な原因でございます。

次に、2ページであります。

②にありますとおり、太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギーの導入促進などに努めたところであります。

その下の新エネルギー総出力電力につきましては、平成27年度は対前年度比で19.9%増加しております。これは、太陽光発電の増加が主な原因であります。再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されました平成24年度以降、

※29ページに訂正発言あり



大きく伸びてきております。

次に、(2) 地球環境、大気・水環境等の保全につきましては、①、②にありますとおり、大気汚染の状況についての常時監視や、有害大気汚染物質のモニタリング、公共用水域及び地下水の監視などの取り組みを推進しました。

その下の環境基準達成率(大気・水質)については、平成27年度はいずれも80%以上の達成率となっております。大気と地下水で一部環境基準を未達成ですが、河川と海域は環境基準を達成しております。

さらにその下の生活排水処理率については、平成27年度は公共下水道、合併処理浄化槽など合計しますと77.6%となり、対前年度比で1.5ポイント増加しております。

3ページをお願いします。

(3) 循環型社会の形成については、①にありますとおり、廃棄物処理法などに基づく廃棄物の適正処理等の取り組みを推進しました。

その下の一般廃棄物については、青い棒グラフの排出量、赤い棒グラフの再生利用量、折れ線グラフの再生利用率とも、平成24年度をピークにやや減少傾向にあります。

その下の産業廃棄物については、青い棒グラフの排出量は増加傾向にありますが、赤い棒グラフの再生利用量と折れ線グラフの再生利用率は、平成24年度をピークにやや減少傾向にあります。

次に、(4) 生物多様性の保全については、①にありますとおり、森林ボランティアが行う森林づくり活動の支援などの取り組みを推進しました。

森林ボランティア延べ参加者数については、平成27年度は対前年度比で3.0%増加し、順調に推移しております。

次に、4ページをごらんください。

②にありますとおり、自然公園やひなもり台県民ふれあいの森の維持管理など、自然と触れ合う場の確保や利活用を図る取り組みを推進しました。

その下の自然公園利用者数については、平成26年度が直近のデータになりますが、対前年度比で6.7%減少しております。これは、夏季の天候不順や台風の影響によるものであります。

その下のひなもり台県民ふれあいの森利用者数については、平成22年度に発生しました新燃岳噴火の影響で落ち込んだものの、施設のPRに積極的に取り組んだことなどによりまして、順調に回復してきております。平成27年度は、対前年度比で12.9%増加しております。

次に、(5) 環境と調和した地域社会づくりについては、農地や森林の有する国土保全機能の維持とともに、環境にやさしい地域づくり、産業づくりを推進しました。

次に、(6) 環境保全のために行動する人づくりについては、①にありますとおり、環境情報センターにおける相談対応や環境講座の開催などにより環境教育を推進しました。

その下の環境情報センター利用者数については、平成27年度は対前年度比で3.2%増加しております。これは、県立図書館の日曜・祝日の開館時間の延長に合わせ、利用時間を2時間延長したことによるものと考えております。

最後になりますが、5ページをお願いいたします。

②にありますとおり、学校や地域への講師派遣などによる森林環境教育を推進しました。森林環境教育実践校(団体)数については、平成27年度は対前年度比で9団体増加しており、順調に推移いたしております。

説明は以上であります。

○**廣津自然環境課長** 常任委員会資料の17ページをお開きください。

松くい虫被害の状況等について御説明いたします。

(1)の松くい虫被害の状況の①年度別被害量の推移であります。松くい虫の被害量は、棒グラフにありますとおり、近年3,000立方程度で横ばいの状態でありましたが、26年度から増加傾向に転じまして、27年度の被害量は前年度の約1.3倍の4,985立方となっております。

次に、②の本年度の被害状況であります。9月末時点で対比しますと、下の表にありますとおり、県全体では前年度と比べて37.4%の1,160立方、昨年度被害が大きかった宮崎市では41.2%の922立方と減少しております。

(2)の現在までの取組ですが、①の伐倒駆除につきましては5月末までに、②の薬剤防除につきましても7月までに終えております。

また、③の新たな取組としまして、感染源となる懸念のありました民家等の被害木の伐倒駆除を行いますとともに、ピンポイントできめ細かな薬剤散布ができる無人ヘリでの散布も行ったところあります。

18ページをごらんください。

④のその他でございますけれど、海岸林の再生を図るため、今年度から海岸マツ林で植栽等の活動を行いますボランティア団体を募集しまして、その活動を支援しているところです。

次に、(3)の今後の取組でございます。

被害の大きかった前年度同時期に比べ被害量が減っておりますが、まだまだ油断のできない状態ありますので、①にありますとおり、対策漏れがないよう、多様な管理者が連携した防除や民家等の被害木の伐倒駆除など、徹底防除

の推進を図ってまいります。

また、②にありますように、防風機能等の回復を図るために、抵抗性マツや内陸部におきましては広葉樹の植栽など、被害跡地の植栽の推進にも取り組んでまいります。

さらに、③のその他にありますように、昨年設置しましたプロジェクトチームにより、現地検討会を通じまして正しい防除技術の再確認等を行うことにしております。

続きまして、19ページをお開きください。

国立公園満喫プロジェクトについて御説明いたします。

まず、(1)の経緯等ではありますが、国は、ことし3月に策定しました明日の日本を考える観光ビジョンにおきまして、国立公園のナショナルパークとしてのブランド化を位置づけたところあります。7月には、国立公園満喫プロジェクトの先導的モデル地域として、霧島錦江湾国立公園が選定されたところあります。

モデル地域におきましては、取り組み方針となりますステップアッププログラムを12月までに策定し、具体的な取り組みを2020年までに計画的・集中的に実施することになっております。

ステップアッププログラムにつきましては、(2)の①、②にありますとおり、国立公園全体の検討を行います地域協議会と霧島地域の検討を行います地域部会を、国や県、関係する市や町等を構成員として設置しまして、検討を行っているところあります。

(3)のスケジュールにありますとおり、今後、地域部会、地域協議会を順次開催しまして、12月末にはステップアッププログラムを取りまとめる予定になっております。

20ページをごらんください。

ステップアッププログラムの現在の案の概要

であります。

1の現状分析では、当国立公園の特徴や訪日外国人の国別内訳のほか、多言語表示等が不十分、地元ガイドや公共交通機関の不足といった課題を挙げております。

2のコンセプトと取組の方針では、当国立公園のコンセプトとしまして、火山や温泉、湧水などといったものをキーワードに検討をしているところであります。

また、(3)のターゲットとしましては、現在9割を占めておりますアジア圏と、今後の増加が期待されます欧米等を考えておるところであります。

3の目標としましては、現在7万人程度の外国人来訪者数を、2020年には20万人までふやしたいと考えております。

21ページをお開きください。

4のプロジェクトの実施であります、(1)のアクセスルートに係る事項では、1)にありますように、空港や駅、インターチェンジからのアクセスルートを設定しますとともに、2)にありますように、このルート上におきまして、案内標識等の設置や多言語化などの的確な情報発信や、レンタカーやWi-Fi環境の整備などの利便性の向上などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、(2)の国立公園内に係る事項の1)の国立公園全体の取組方針では、①にあります多様なサービス提供のための民間活用としまして、ビジターセンター等公共施設の民間開放や、上質な宿泊施設の誘致、ツアー等の開発、ガイド育成などを考えておりますほか、③のインバウンド対応のための施設整備等につきましては、案内表示の統一化や多言語化、利用施設のユニバーサルデザイン化などについて検討していく

ことにしております。

22ページをお開きください。

2)のビューポイント(重点取組地域)に係る事項でございます。

このプログラムでは、重点的に取り組みを行う地域としましてビューポイントを設定することになっておりまして、県内ではえびの高原・白鳥温泉、夷守台から生駒高原、御池から高千穂峰を設定したいと考えております。

②のビューポイント等において実施する事項にありますように、これらのビューポイントにおきまして、案内表示等の整備やキャンプ場、歩道等の施設整備のほか、地域の自然や文化、食、温泉等の資源を生かしたツアーやアクティビティの開発などのソフト整備などを検討してまいりたいと考えております。

次に、(3)の国立公園への誘導策・プロモーションに係る事項では、対外PRとしまして、ラグビーワールドカップで訪れる外国人の誘致を検討するほか、SNS等の活用、各市町村等のホームページ等による広報などに取り組みたいと考えているところであります。

次に、23ページをお開きください。

4の高病原性鳥インフルエンザに係る野鳥対策についてであります。

高病原性鳥インフルエンザにつきましては、各地で野鳥の感染確認が続く中、青森や新潟の養鶏場等で鳥インフルエンザが発生しており、本県においても最大限の警戒が必要となっております。

この後、また農政水産部から防疫対策等について報告があると思いますが、当課からはウイルスを運んでくる可能性のあります渡り鳥など、野鳥対策について御説明いたします。

まず、(1)の全国の状況であります、11月18

日以降、鹿児島県など全国各地で死んだ渡り鳥などからウイルスが検出されております。

この表は12月2日現在でありまして、昨日の時点では4県ほどふえてる状況でございます。環境省は、複数箇所の発生となった11月21日から対応レベルを最高の3に引き上げておりまして、本県においても監視を強化しているところです。

次に、(2)の本県の野鳥の監視状況であります。本県では渡り鳥の飛来状況やふん便、死亡野鳥のウイルス検査、鳥獣保護管理員による巡視などを行っております。

まず、①の渡り鳥の飛来状況調査については、県が一つ瀬川など4カ所、環境省が高原町御池など2カ所で、渡り鳥が飛来する秋から春にかけて飛来数を調査しております。

次に、②の糞便調査につきましては、県が北川など5カ所、環境省が宮崎市内のため池で野鳥のふんを回収してウイルス調査を実施しております。県調査につきましては、全国での発生を受けて、12月の調査を11月に前倒ししまして実施しております。

③の死亡野鳥の回収、ウイルス検査につきましては、県民等からの通報があった死亡野鳥を県職員等が回収しまして、家畜保健衛生所などでウイルス検査を実施しております。

24ページをごらんください。

(3)の監視の結果であります。①の渡り鳥の飛来状況は、表のとおり、県、環境省調査とも、朝鮮半島を経由して飛来すると思われるカモ類の総数は増加傾向にあります。

折れ線グラフは、最近の県調査分について比較したものでありますけれども、現時点では昨年より少なく、26年と似た傾向となっております。

②の糞便調査につきましては、10月採取分は

陰性で、11月採取分につきましては、現在検査中です。

③の死亡野鳥につきましては、これまで12羽となっておりますが、昨日現在では18羽となっております。これを回収しまして、家畜保健衛生所での簡易検査を行いまして、結果は全て陰性となっております。

今後、野鳥の飛来が増加すると思われまして、しっかりと監視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○渡邊森林経営課長** 委員会資料の25ページをお願いいたします。

「日本のひなた」林業小町ネットワークづくり支援事業についてであります。

(1)の目的であります。林業に携わる女性同士のつながりを深め、女性の感性を生かした働きやすい環境づくりを進めることによりまして、林業のイメージアップを図ることなどあります。

次に、(2)のネットワークづくりまでの取組でございます。

①の地区意見交換会、これを県内10地区で開催をいたしております。農林家や林業事業体職員など、延べ103名の女性が参加して、現場での問題や森林・林業の魅力など、さまざまな意見が出されました。

また、②の代表者検討委員会、こちらは3回開催いたしまして、各地区で出されましたさまざまな意見の共有と合わせ、幅広いネットワークづくりの立ち上げについて検討を行いました。

また、ネットワークの名称も検討されまして、本県のキャッチフレーズ「日本のひなた」と、「森林」の「森」や「守る」という字の「守」を組み合わせまして、「ひなたもりこ」と決定さ

れたところであります。

次に、(3)のひなたもりこの立ち上げについてであります。

立ち上げ会は、11月17日に宮崎市内で開催をしております。

④の内容にありますように、スタートアップミーティングでは、全国の林業女子会の活動事例紹介や、女性から見た森林・林業の課題や夢などを話し合い、参加者全員で共有をしたところであります。

⑤にありますとおり、参加者数は91名で、うち女性は56名の参加でございました。

最後に、(4)のこれからの取組についてであります。

ひなたもりこは、森林・林業における女性の活躍の場が広がるよう、地域を超えた交流会、勉強会、それから森林・林業の魅力発信などの活動に取り組むこととしております。

説明は以上でございます。

**○下沖山村・木材振興課長** 委員会資料の26ページをお願いいたします。

林産物の海外輸出について御報告いたします。まず、(1)の木材についてであります。

①の表をごらんください。

県内の輸出に取り組む企業や団体の聞き取りの結果であります。

平成24年度、計の欄の一番下にありますけれども、丸太と製品を合わせまして1億8,600万円であったものが、右端の平成27年度は5億6,700万円と短期間に3倍に増加しており、そのうち丸太が4億3,600万円と約8割を占めております。

また、輸出先は、丸太が中国と台湾で9割となっており、主に梱包材や型枠材に利用されております。

製品につきましては、韓国が9割で、主に建築材として出荷されているところであります。

次に、②の課題と取組方針であります。

丸太の輸出は為替に影響されやすく価格競争が激しいことから、今後はより付加価値の高い製品の輸出を拡大していくことが重要と考えております。

このため、単に製品を持っていくのではなく、本県 material を使った在来軸組構法そのものが一体的に輸出されるよう、相手国の建築士や工務店等の建築関係者へ普及していくこととしております。

続いて、③の県の取組についてであります。

Aの展示会等につきましては、韓国や台湾で県内企業が展示会等に出展する場合の支援を行っております。

Iのセミナー等の開催につきましては、昨年度、韓国語で木造軸組構法の入門書を作成しまして、本年度はそれを活用しまして韓国各地でセミナーを4回開催し、累計で572名の参加があったところであります。参加者の中から、県内企業との実際の商談が始まったという声も聞かれているところであります。

27ページの上に記載しておりますが、今後、これらのセミナーの参加者を中心に、より高度な研修プログラムを用意した上で、本県において実務研修を行うこととしております。

また、Uにありますように、丸太の輸出に取り組む事業者に対しましては、輸出の際に必要なくん蒸処理等の経費の一部を助成しているところであります。

このほか、Eにありますように、韓国や台湾において相手国のニーズや木材利用及び建築の状況を調査し、きめ細やかな対応により輸出の拡大につなげていきたいと考えております。

続きまして、(2)の乾しいたけについてであります。

①の表にありますように、本県からの輸出は、平成25年の219キログラムから平成27年は853キログラムと、台湾を中心に年々伸びてきております。

②の県の取組であります。先日実施しました台湾へのプロモーションの結果、高品質な日本産乾しいたけは、富裕層や健康志向の高い消費者への売り込みが有効であるということが判明いたしました。また、本年10月には、知事と県議会議長に、台湾の高級スーパーにおきまして県産乾しいたけを配布していただきまして、消費者にPRを行っていただいたところであります。

さらに、EU圏域につきましては、昨年のミラノ国際博覧会などへの出展を契機に輸出が実現しております。今年度、市場動向調査を実施することとしております。

今後は、他国産や他県産との差別化や、輸出に取り組む県内業者への支援策などについて検討を行い、さらなる輸出拡大につなげていきたいと考えております。

続きまして、28ページをお開きください。

「乾しいたけ料理の店」の認定についてであります。

この取り組みは、(1)の目的にありますように、乾しいたけの消費量が減少している中で、乾しいたけを取り扱う県内の飲食店等を「乾しいたけ料理の店」として認定しまして広くPRすることによって、県産乾しいたけの消費拡大、ひいては山村地域の所得向上につなげるということを狙いとしております。

(2)の①にありますように、認定年月日は本年11月30日、②の認定店一覧にありますよう

に、「隠れ家kitchen Ohana」や「ふるさと料理 杉の子」など、今回10店舗を認定いたしました。

認定の経緯につきましては、(3)にありますとおり、県のホームページなどで募集いたしまして、乾しいたけ料理を定番化していることや消費拡大に積極的に取り組むこと等を審査いたしまして、応募のありました10点を全て認定したところであります。

(4)の今後の予定であります。認定店が行う乾しいたけ料理のPR経費等を支援することとしております。

29ページの(5)には認定店の料理メニュー例の写真を、(6)には認定店に配付しました、しいたけひいくんのイラスト入りちょうちん、それから杉でつくりました認定証を載せております。

来年度以降も認定店舗数をふやしまして、乾しいたけの消費拡大につなげてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○右松委員長 ありがとうございます。

ちょうど12時になりまして、予定は午前中でしたが、重要な質疑応答がありましたので、申しわけありませんけれど、午後1時から再開で質疑応答をとらせていただきたいと思います。

○長友みやぎの森林づくり推進室長 済みません。先ほど山下委員の回答に、契約期間を40年から50年と言ってしまったんですけれど、確認しましたら60年から80年でしたので、訂正させていただきます。申しわけございません。

○右松委員長 では、暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

---

午後0時59分再開

○右松委員長 委員会を再開いたします。

その他報告事項の説明が終わりましたので、質疑のほうをお願いいたします。

○山下委員 鳥フルなんですけれど、北海道やら向こうでも野鳥の鳥フルが発生してますよね。北海道とか東北、例年にして、この辺で何か異常があるんでしょうか。何か情報を持っていますか。

○廣津自然環境課長 野鳥の中で、特に鳥インフルエンザを持っているであろう可能性の高いカモ類ということで、委員会資料の24ページでグラフにしていますけれど、県内で見ると26年と大体同じような傾向。26年は、延岡市の北川と宮崎市の高岡の養鶏場あたりで発生した年で、それと似た傾向ということです。昨年と比べますと少ないと。去年は、ちょっと早目に寒くなってどんと野鳥がふえたんですけれど、その後、暖かくなって、北のほうから下ってくるものが少なかったという状況です。

東北地方の状況ということですが、渡り鳥の経路として、特にカモ類がメインになるんですけれど、それについては、東北、北日本のほうはシベリアのほうから経由してやってきて、こちら九州あたりは朝鮮半島経由でやってくるということです。朝鮮半島経由で来る宮崎県あたりの九州の状況としては26年度と変わらない状況ですが、東北、北日本のほうの状況というのは、ちょっと今のところ把握はしていません。

○右松委員長 よろしいですか。鳥フル関係で、あればお願いします。

なければ、それ以外で。どこからでも構いません。

○井上委員 この「日本のひなた」林業小町ネッ

トワークづくり支援事業については非常に期待をしてるんですが、このひなたもりこちゃんたちが集まって今後何をやっていくのかとか、そういう話っていうのは、今から皆さんの中でアイデアが出たり、いろんなことを考えてくださるのではないかなってとても期待をします。

そんなにたくさんお金をかける必要はないんだけど、できたら、ひなたもりこちゃんのユニフォームっていったらおかしいけれど、かわいいつなぎとかを、ひなたのマークを入れたり、もりこの何かのあれをしたりして、作業を共同でするときとか集まるときのそういうものっていうのを一つ考えてもらって、若いもりこちゃんたちが何かをしようとするときに、それで集まるだけでもアピール力があるのじゃないかなって。何でもそうだけれど、特別な作業着があるわけではないけれども、何かそんなのを考えてもらえるといいなと思うんですけれど、それはどうなんですか。

○渡邊森林経営課長 お話しのとおり、地区意見交換会の中でもそういうお話がありました。要するに、女性が山の現場で働くときに、かわいい作業着が欲しいという意見も多数ございました。そういうことも含めまして、今後検討していかなくはないのではないかと考えております。

それから、ひなたもりこの立ち上げ会、11月17日木曜日に開催しておりますけれども、このときは、スタッフの方のみは黄色いベストを作成しまして、林業女子の方にそれを着用していただきました。会を盛り上げていただきました。

おっしゃるとおり、そういうユニフォームが必要かどうか、今後検討させていただきたいと思います。

○井上委員 まず格好から入ると。そして、そ

れを持ってると何かすごいステータスっていうか、自分たちの中で気持ちが違ってくるので。

それと、何か男性の人たちが常にするような、もう決まったようなベストを着せられて、同じ色のジャンパー着せられてっていうのはやめていただいて、もりこちゃんたちはもりこちゃんたちの、何かそういうのをイメージできるようなものを自分たちでつくられてもいいので、そういうのに支援してあげることができれば、そういうのをやっていただけたらと、私はそれを要望しておきたいと思います。ぜひ、そういうことをやっていくと——最近、雨靴から違いますからね。かわいらしいのなんかもいっぱいあるので、考えていただけたらと思います。

次に林産物の海外輸出について、お尋ねをしたいと思います。

実は、林活議連が、環境森林部の皆さんと韓国へ行かせていただいて、改めて市場が随分変わってきたんだなということを実感することができました。まさか韓国で軸組構法の家が実際に建ってるなどとは思いませんし、大変うれしく思いましたし、そのことがずっと続いていくことを本当に願っています。

コリアウッドショーの中で見たいろいろなものが、韓国の中では大変びっくりするようないつか、今まで韓国の中で木があんなに着目されたっていうようなことはなかったの、随分そういうニーズみたいなのが上がってきてるんだなという、製品の一つ一つを見せていただきながら、変わったなという思いがしました。これまでの努力に対してものすごく私は感謝を申し上げたいと思いますし、これを本当に継続してやっていく必要というのがあると思っています。

それで、もう一つ期待ができるのが、この前来てくださった台湾の方たちとの意見交換とか

もありました。現実に台湾の方々との意見交換も含めてそうですが、これまでの韓国の皆さんとの意見交換、これからもっと広げていこうとするときのニーズをしっかりとつかむと。その場所が出るような意見はどういうものなのでしょう。

**○三重野みやぎきスギ活用推進室長 井上議員** 初め、先日の海外調査のほうは大変ありがとうございました。私どもも、各議員も大変関心を持っていただいているということを相手国側にもしっかりアピールできたということで、私どもとしても非常に力強い後押しだったと考えてございます。

木の伸び率ということでございますが、確かに10年ほど前であれば、韓国でも木造住宅というのは4,000戸ぐらいしか建ってなかったわけでございますが、昨今で1万数千棟ぐらいの規模まで伸びてきておまして、やはり木のよさということを生かした家づくりというのは、あちらの国におきましても浸透してきているなということは感じているところでございます。

最後の、ニーズをつかむ上でいろんな意見を拾い上げていくことが大事ということでございます。先日、韓国の方で行いましたセミナーでも、その木造軸組構法を伝える入門セミナーを行ったところでございますが、こちらでも相手方のアンケート調査を行いまして、相手方のニーズの把握というのを行っております。その中では、やはり木の親しみやすさというのが非常にいいであるとか、あるいは施工の早さというところがあると、そういった意見をいただいている一方で、もう少し詳しく知りたいと。例えばツーバイフォーとの違いはどうなんだといったようなかなり突っ込んだ話もございます。

そういったところをしっかりとこなしながら



やっていくということでございまして、年明けには、そちらに来ていただいたお客様の中から御希望の方をお呼びいたしまして、国内のほうで実務研修を行い、お互いのすり合わせというのを進めていこうと考えてございます。

引き続き、御支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○井上委員 きょう、木材利用技術センターの所長がお見えなので教えていただきたいんですが、台湾の方たちに実際センターのほうに来ていただきましたが、あのときの意見というのはどういふものなんですか。

○小田木材利用技術センター所長 この間、台湾から二十何名見えたわけですけども、そのときに一番大きく出る話は、主には腐朽の問題。台湾は日本に比べて雨が多いので、腐朽性はどうかということと、それから同時に、シロアリに対して杉はどうかというような話が一番よく聞かれました。

○井上委員 今、もう韓国には実際建ってるのがあるので見ていただくことも可能ですが、台湾でもそういう方向に行ってるんでしょうか。台湾でも、実際建ててみて、みんなに見ていただいてみたいな。

○三重野みやざきスギ活用推進室長 台湾の事情でございまして、韓国とはかなり状況が違つてございまして、木造軸組構法——木造で建てられた家というのが、韓国では1万数千棟というところではございますが、台湾におきましては、ここは100とか200とか、それぐらいのオーダーで建っているということでございまして。木造で建てられる家の状況はかなり変わっております。

でありますから、それぞれの国に応じた木材の使い方というのが当然あると考えてございまして、例えば韓国であればハノックという地盤

があることから、木造軸組という組み合わせで送っていったわけではございますが、もちろん木造軸組をしつつも、例えばその国々で、内装のほうはこれは行けそうということであればそちらのほうを推すといった、相手側の使い方をよく見た上で木材輸出を広げていくということが大事かと考えてございます。

余りお答えになってないんですが、台湾につきましては状況が少し異なると。私どもの今の状況としては、木材の使い方をしっかり把握しながら次の台湾の戦略を練っていると、そういった段階でございまして。

○井上委員 わかればですけども、こういうような軸組構法で建設まで進んでいくっていうような海外での状況がありますが、このことについて、県内の業者さんたちはどのような反応なのでしょう。それを聞かせてください。

○三重野みやざきスギ活用推進室長 県内の事業者でございまして、韓国につきましては、今、主に3社が積極的に取り組んでると。そういった事例を見ながら、ほかの県内の事業者につきましても関心を示し始めてるという状況でございまして。実際、先日、調査いただいた韓国のセミナーにつきましても、県内のその他の業者が3社ほど一緒に同行してございまして、同じようにセミナーの様子を見ていただいたというところでございまして。

いずれにしても、県内のその他の業者につきまして、全てとは当然申しませんが、次の戦略の一手として海外ということも一つの選択肢として検討し始めてると。ただし、乗り込むに当たっては、それなりの準備だとか、そういったところは当然必要になりますので、私どもとしてはその判断に資するようなものをしっかり提供していきたいということで考えてござい

す。

○井上委員 最後ですが、部長にお尋ねしますが、今回のような海外への輸出のことについては、我が県の林業関係というか、私どもが商売をしていく上でどのような期待というか、どのような形にしていきたいと思っておられるのか。そこを聞かせていただきたいと思います。

○大坪環境森林部長 これだけの林業県ですから、今後、需要をどうふやしていくかということが大きなテーマだろうと思っております。やはり需要がふえれば、当然価格も上昇するわけですから、どうやって国内外に向けて新たな需要を喚起していくか。

そういう中で、近隣諸国というのは、例えば首都圏に輸送するのとそれほどコストの差はございませんので、本県から見れば非常に有望な市場であります。なおかつ、まだまだこれからの潜在力というのが非常に大きい分野ですから、ここをしっかりと調査をして、相手国のニーズ、文化に合ったような形で本県の木材を持っていくと。そのことによって本県の木材の販路拡大を図って、全体的な底上げといたしますか、販売力の強化、需要拡大をやっていって、またその成果を山元に返していって、循環可能な林業にしていく、そういうことを狙っていきたいなと考えております。

○井上委員 十分に商売に値すると理解しているというふうに。

○大坪環境森林部長 先ほども申しましたように、輸送コストがそれほどかかるわけではございませんので、先方にどうやってアピールするか、どれだけの価格で買っていただくかによって、十分商売ベースといたしますか、成り立つものと考えております。

○右松委員長 木材輸出に関連して、あればお

願いたします。

それ以外で、あればお願いします。——よろしいですか。あと、国立公園満喫プロジェクトと乾しいたけ等がありますけれど、よろしいですか。

○黒木委員 乾しいたけの海外輸出についてですけれども、少しずつ伸びておりますけれど、これは全国の輸出の状況ですね。そして、大分が多いんじゃないか——静岡が多いんですかね。多いんじゃないかと思うんですけれど、各県の輸出の状況について、わかりましたらお願いします。

○下沖山村・木材振興課長 全国の輸出状況につきましては、平成24年度から、こちらを調査しておりまして、平成24年が全体で23トンです。25年が41トン、26年が58トン、これは財務省の貿易統計。27年が59トンとなっております。

ちなみに、隣県の大分県ですけれども、平成24年が449キロ、平成25年が1,004キロ、26年が1,318キロ、27年が1,863キロと、同じように伸びてきている状況です。

ちなみに、宮崎県は853キロですので、大分県が倍ちょっとあるような状況でございます。

○黒木委員 香港で——あれはデパートだったですか。見にいったときに、パッケージには健康にいいようなことが日本語で書いてあるんです。中身は全部中国産ですけれども。日本産はなぜ扱えないかという話を聞いたら、やっぱり価格の問題だという話をされておりましたから、多分、香港の人たちは、あのパッケージを見たら勘違いするんじゃないかなと。きれいな包装で、日本語で書いてあるものですから。だから、これは個人の業者が進出してますから当然やってると思うんですけれども、日本製なんだよ、これは安全なんだよという、パッケージで何か

そういった差別化をしっかりとやるべきではないかなというような気がします。

私も何年前に、宮崎のスーパーで売ってる日本産の乾しいたけ、それから中国から輸入された乾しいたけを水に戻してそのままにしてたら、日本産は腐ってきたけれども、中国産はいつまでたっても腐らなかった。だから、何かあるのではないかと思いつつ、それが余り表に出たら日本産のシイタケも売れなくなるよという話を聞いて、余り言わないことにしてるんですけれども。

そういった状況がありますから、日本のシイタケは本当に安全だというようなことを、世界最高水準の農薬の検出とかそういう機械もありますし、そういったものを利用して、何らかのそういうきっかけになればいいかなというような気がしたものですから。かつては、今の生産量よりも多いぐらいの輸出を特に香港を中心としてやっていたわけで、何とかできないかなというような気がするものですから。日本語で書いてありながら中身が中国産っていうのは、大変残念なことだったので、また今後ともいろんな仕掛けをよろしくお願ひしたいと思います。

**○大坪環境森林部長** 実は、10月に私も台湾に参りまして、シイタケのセールスを一緒にやってみたんですけれども、話を聞いてみますと、やっぱり最近、台湾は大陸離れというのが少しずつ起きてるそうです。それで、中国の製品に対する安心感みたいなものがだんだんなくなってきて、その真逆として日本製に対する需要というのが出てきているという背景がございますので、そこ辺はしっかりアピールをして、台湾も有望な市場だと実感しましたので、そこをまず攻めて行って、そして香港にもちょっと触手を伸ばしてみたいなと考えております。

**○外山委員** 今回の国内市場は、値段とか安定はしてるんでしょうか。どういう状況なんでしょう。一時期、原発の後、非常に厳しい時期があった。

**○下沖山村・木材振興課長** 現在の市況でありますけれども、先ほど御指摘のありましたように、原発事故があった当時はかなり風評被害等もありまして落ち込みましたけれども、現在は、直近の平均価格でいいますと約4,050円程度ということでかなり持ち直してきておりまして、高値の状況が続いております。

ただし、高値が続いておりますけれども、生産量自体、下物が少ないということで、そういったことから価格の上昇が見られてるということでもありますので、今後とも引き続き、いい品質のものを選別して、いいものを出すというような、そういった指導をしていきたいと考えてます。

**○外山委員** 全体的に少し上向きにはなりつつあるんですね。そういうふうに思っているんですか。

**○下沖山村・木材振興課長** 生産量は横ばい状態でありますけれども、単価が上向き状況にありますので、その方向だと思います。

**○右松委員長** 関連があれば。なければ、ほかにあれば。

**○黒木委員** 乾しいたけ料理の店の認定についてということですが、宮崎市でも何店かが認定されてるということで、応援に行かないとねとさっき話をして、ぜひ行きたいと思うんですけれども、これが認定されたことによって、PR経費等支援って言いましたけれど、具体的にどのような支援をするのか。

それから、今後の展開ですけれども、やはり生シイタケをうまく使ってる店はあるんですよ

ね。乾しいたけを使ってる店がなかなかないもんですから、こういう制度があるから、認定に取り組むからしっかり使ってくださいよという話はすることがあるんですけども。そういったところに取り組まなければいけないと思うんですけども、そういったものの展開といいますか、乾しいたけがちょっとやっぱりなかなか——消費をふやすには難しいんじゃないかなと思うんですけども。

**○下沖山村・木材振興課長** 現在、宮崎市が4店舗、それから高原町、諸塚村、西米良村、高千穂町、10店舗認定してるわけでございますけれども、今後の具体的な支援としましては、乾しいたけの購入経費を若干支援しましていい食材を提供していただいて、それで一つのきっかけづくりをしていただくと。

それと、今後、こういった広告等に使っていただくということと、乾しいたけ料理の店としての木製の認定証、これも店の中のわかりやすいところに展示していただきまして、定番料理に使ってるというPRをしていただくというようなこと。

最終的には、3年間で県内全域にトータルで30店舗ほどふやしまして、乾しいたけの料理を楽しんでもらえるようにやっていきたいと考えてます。

**○右松委員長** 関連があれば、よろしいでしょうか。

それでは、その他、何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○右松委員長** ないようですので、それでは、以上をもちまして環境森林部を終了いたします。執行部の皆様、大変お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時24分休憩

---

午後1時30分再開

**○右松委員長** 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

**○郡司農政水産部長** 農政水産部でございます。よろしく申し上げます。

まず初めにお礼を申し上げます。

先般10月1日に開催されました世界農業遺産認定シンポジウムに、黒木委員、それから河野委員に御出席いただきました。また、10月24日、25日に開催されました第9回宮崎県肉畜共進会には、右松委員長を初め、山下委員、それから井上委員に御出席いただいております。心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。

なお、本日は、水産担当次長の成原と農村整備課長の甲斐の2人が病気療養中のため欠席しております。農村整備課につきましては、課長補佐の酒井が出席しておりますので、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、座って説明をさせていただきます。

常任委員会資料の1ページをごらんください。補正予算についてでございます。

今回の補正は、議案第1号「平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」に加えまして、その下にありますけれども、給与改定に伴う人件費の補正といたしまして、議案第18号「平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)」を追加して上程しております。

まず、議案第1号の一般会計の補正額につきましては、(1)平成28年度歳出予算課別集計表の黒い太枠で囲んでありますけれども、11月補正額、議案第1号の列でございますが、その下のほうの一般会計の合計の欄、ちょうど網かけがしてありますけれども、この欄にありますよ

うに、115億8,967万1,000円の増額補正をお願いしているところであります。

このうち、国の経済対策の実施に伴うものが、その横の欄になりますけれども、114億4,336万2,000円となっております。

このすぐ右側の欄でございますが、議案第18号の追加補正予算額につきましては、5,161万6,000円の増額補正をお願いしているところであります。

この結果、特別会計と合わせた農政水産部全体の補正後の予算額は、Cの列の一番下、農政水産部計の欄にありますとおり、ここも網かけをしてるところでありますけれども、572億1,924万5,000円となります。

補正内容の詳細につきましては後ほど関係課長から説明をさせていただきます。

次に、1ページめくっていただきまして、3ページをごらんください。

繰越明許費についてであります。公共土地改良事業や水産基盤整備事業など4つの事業で、合計43億765万3,000円の繰り越しをお願いしているところであります。

これは、国の経済対策の実施に伴う補正の関係等によりまして、工期が不足することによるものなどの理由により繰り越しが見込まれるものであります。

次に、4ページをごらんください。

債務負担行為の補正でありますけれども、県営湛水防除事業について追加をお願いするものであります。

内容につきましては後ほど関係課長から説明をさせていただきます。

次に、5ページ以降はそれぞれの補正事業の概要を示しておりますが、ずっと行きまして、資料の19ページをごらんいただきたいと思いま

す。

19ページからが特別議案ということでございます。

議案第8号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」、それから次のページ、20ページになりますけれども、議案第12号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について」の2項目について、これも後ほど関係課長から説明をさせていただきたいと思えます。

最後になりますけれども、21ページからがその他報告ということでございます。

21ページにあります、宮崎方式営農支援体制の取組について、それからページをあけていただきまして、23ページからでございますけれども、高病原性鳥インフルエンザの発生状況と防疫対策についての2項目について御報告させていただきます。

この鳥インフルエンザ関係については、日々数字の状況が変わってますので、差しかえということで1枚お配りしてと思いますが、これが直近の数字になっておりますので、こちらのほうで説明をさせていただきたいと思えます。これについても関係課長から説明をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上でございます。

○右松委員長 次に、議案についての説明を求めます。

○戒井農政企画課長 農政企画課でございます。

平成28年度11月補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の63ページをお開きいただきたいと思えます。

農政企画課の11月補正額につきましては、一般会計のみで2,231万5,000円の増額補正をお願いをしております。

この結果、11月補正後の予算額につきましては、右から3番目の欄でございますけれども、29億9,843万8,000円ということでございます。

それでは、内容につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

ページをおめくりいただきまして、65ページをお開きいただきたく思います。

そのこの5段目、(事項) 中山間地域活性化推進費、こちらの1の中山間地域等担い手収益力向上支援事業でございます。

この事業は、中山間地域等におきまして、担い手が作成し市町村が認定する収益力向上計画に基づきまして、担い手が収益力の高い作物の導入等に取り組む場合に、取り組む面積に応じまして、10アール当たり5万円の補助金を交付する事業となっております。

次に、その下の2の新規事業でございますが、中山間地域所得向上支援事業でございます。

事業の内容につきましては、環境農林水産常任委員会資料のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

資料の5ページをお開きいただきたく思います。

この事業につきましては、1の事業の目的にありますように、自然的条件等の不利な中山間地域におきまして、農業者が取り組む収益性の高い農作物の生産・販売等の取り組みを計画策定から施設整備まで総合的に支援をして、所得向上を図ることを目的としたものでございます。

事業の内容につきましては、右のページのほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

上段の中山間地域所得向上計画の枠内にあり

ますように、まず旧市町村単位等の中山間地域で、収益性の高い農産物の生産・販売等によりまして所得向上を図る計画を市町村が策定をすると。その計画に基づき実施をする、ポンチの中ほどに基盤整備と、また施設整備という囲いがあると思っておりますけれども、これら等に対して支援を行うというようなスキームになってございます。

今回の補正予算につきましては、この部分のうち、マーケティング調査等、その上のところに書いてございますが、計画策定に要する経費について予算措置をお願いをするという内容になってございます。

なお、基盤整備等のハード整備に要する経費につきましては、各地域の事業内容等について、要望等も含めて現在精査をしているところでございます。今後、事業内容等を確定させて、来年2月において補正予算措置をお願いしたいと考えてございます。

また、ページ下段のほうに、米印がついてるものがあると思うんですけども、こちらにつきましては、産地パワーアップ事業等、既存事業の本事業実施地区内で取り組む場合の優先枠がそれぞれ設けられているというものでございまして、これらの事業につきましても一体的に推進する仕組みになってございます。

5ページにお戻りいただきまして、2の事業の概要をごらんいただきたく思います。

補正額につきましては、1,250万円をお願いをしております。

なお、本事業を含む国の経済対策に伴う補正予算につきましては、当初予算の段階では、国の内示との差が生じている事業もございまして、ただ、今回の国の経済対策に伴う県の補正につきましては、当初予算とは別立てで補正をお願い

いしているという整理にさせていただいております。

説明は以上でございます。

○山本農業連携推進課長 農業連携推進課でございます。

歳出予算説明資料の67ページをお開きください。

当課の11月補正は5,500万円の増額をお願いしております。

この結果、11月補正後の予算額は、右から3番目の欄です。8億3,212万2,000円となります。

69ページをお開きください。

(事項) 新農業振興推進費の新規事業「食農連携による経済好循環創造事業」でございます。

詳細は、別冊の委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の7ページをお願いいたします。

本事業は、国の地方創生推進交付金を活用し、本県の残留農薬分析技術を核とする食の安全・安心の取り組みや、みやざきブランド推進の一環として進めてまいりました農産物の機能性研究など、本県の強みに着目しまして、機能性表示商品の開発を支援する研究拠点の構築や、農産物の輸出前検査体制の整備を行うことで、食関連産業の集積による地域経済の活性化と雇用の創出を目指すものであります。

事業の仕組みにつきましては、8ページをごらんください。

上段左側の、新しい付加価値の創出の欄にありますように、国内の量販店や食品加工企業の6割は、昨年度施行されました機能性表示食品制度に基づく商品販売を計画しております。

しかしながら、農産物など生鮮品の届け出は、平成27年度末時点では、全体310件の届け出のうち3件、現在11月時点では全体が517件に伸びて

おりますけれども、農産物は5件にとどまっている状況でございます。その一方で、機能性の表示販売を始めました三ヶ日みかんでは、取引単価が約1.2倍、トマトジュースでは売り上げが3倍になるなど、機能性食品に対する消費者の高い関心がうかがえます。

このため、本県での機能性表示食品の開発を支援するため、食品の機能性を科学的に証明する農水産物機能性解析拠点の構築について、国や大学等との協議を進めております。

本事業では、解析拠点の構築に向け、食品に含まれます機能性成分の網羅的な検査が行える宮崎大学の特許技術、ハイスループット食品機能性評価法の迅速化・低コスト化を図るための分析装置(LC-MS/MS)、「エルシーマスマス」と呼ぶそうですけれども、それと本県の特許技術であります超臨界流体抽出法を用いました機能性成分の抽出装置を整備することとしております。

次に、右側の輸出国の拡大の欄をごらんください。

農水産物の輸出につきましては、これまでの香港、シンガポールといった農業がない国から、アメリカやEU、台湾といった農業国にも販路が拡大しています。

残留農薬につきましては、ポジティブリストと呼ばれますWTOの基準がございますが、各国が独自に基準を定めることもできます。このため、輸出先国での検査で基準を超過する事案が発生しておりまして、現地で廃棄処分となるなど、輸出における大きなリスクとなっております。

本事業では、県経済連が出資しております九州農水産物直販株式会社と連携しまして、輸出先国の基準に合わせた残留農薬分析を、食の安

全分析センターで行った上で輸出する新たな輸出前検査体制の構築に取り組むこととしております。

7ページに戻っていただきまして、本事業の予算額は5,500万円、事業期間は平成28年度となっております。

説明は以上です。

**○大久津農業経営支援課長** 農業経営支援課でございます。

歳出予算説明資料の71ページをお開きください。

当課の補正額は、一般会計で2億2,235万5,000円の増額をお願いしており、補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように、61億1,064万7,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

73ページをお開きください。

一番上の改善事業「みやざき次世代農業総合研修拠点整備事業」の609万5,000円の増額及び一番下の改善事業「学校管理運営費の施設機能強化費」2,500万円の増額につきましては、後ほど別冊の委員会資料により御説明いたします。

次に、中ほどの経営体育成支援事業の1億9,126万円の増額でございますが、これは、人・農地プランに位置づけられた中心経営体等が融資を受けまして必要な農業機械等を導入する場合に2分の1の補助金を助成するもので、国の経済対策の実施に伴い、市町村からの要望額を計上したものであります。

続きまして、委員会資料の9ページをお開きください。

改善事業の農業大学の施設機能強化費及びみやざき次世代農業総合研修拠点整備事業についてでございます。

まず、10ページのポンチ絵のほうをごらんいただきたいと思います。

現在、農業大学の総合研修拠点化による①のたくましい実践力を備えた、即戦力となる担い手育成に向けまして、②の基幹的な就農教育機関としての機能強化を図るため、学科改編を行いますとともに、フードビジネス及び養豚専攻を来年の4月からスタートさせることとしております。

さらに、農業高校との高大連携による5年間の体系的で一貫性のある農業教育の本格的開始に向けまして、現在、教育委員会や農業高校の先生方との最終的な詰めの検討をしております。

また、法人経営者協会や県内大学との連携協定締結によりまして、学生の就農・就業や教育カリキュラムの充実に向けた具体的な取り組みが始まっておりまして、右の黒いところにありますように、国も本県の業界との連携した取り組みを評価していただいて、後押しをいただいているところでございます。

こうした状況の中で、中段にありますように、農業高校における新たな課題といたしまして、フードビジネス科や食品科学科では県外へ進学・就職する生徒が多いため、県内食品産業界への人材供給につなげる取り組みが必要ではないかとの意見が出されているところでございます。

そこで、フードビジネス専攻の新設を契機といたしまして、1つ目は、農業高校生と農大校生が連携できる学習環境づくりのために、コンソーシアムによる地域密着型のプロジェクト学習や、学生が運営いたします模擬会社、これらの設立と農業ビジネスの実践学習の検討・準備を行いたいと考えております。

さらに、農大校で生産した農畜産物を原料といたしまして、これまでは試食向けの加工や地



元製造業と連携した加工品開発が主でございましたけれども、今回、食品衛生法に基づく製造許可を取得し、既存の食品加工実習室の機械等を整備・充実しまして、今後は農大校でいろいろな加工技術の習得と販売ができるようにしてまいりたいと考えております。

2つ目が、右の枠囲いでございますが、県内の食品関連企業の応援をいただき、加工の実践的学習を充実・強化するとともに、県内食品関連企業の魅力等を伝え・学ぶ、学生と業界とのマッチング会等も開催しながら、フードビジネスを学んだ若者の県内就業を後押ししてまいりたいと考えております。

そのため、9ページの2の事業概要にありますとおり、地方創生推進交付金、これを活用した施設整備費として2,500万円を、また国庫事業を活用したフード関連の教育内容を充実するための体制整備や検討会経費、そして高校生等の就農意欲を喚起するための研修費といたしまして609万5,000円をお願いしているところでございます。

説明は以上でございます。

○甲斐農産園芸課長 農産園芸課でございます。

歳出予算説明資料の75ページをお開きください。

農産園芸課の11月補正額は、一般会計のみで21億2,029万2,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、11月補正後の予算額は、右から3番目の欄でございますが、62億6,890万7,000円となります。

それでは、77ページをお開きいただきたいと思います。

(事項)産地パワーアップ事業費、1の産地パワーアップ計画支援事業であります。

は、国の経済対策の実施に伴う補正でございます。

(1)、(2)の事業の中身につきましては、環境農林水産常任委員会資料で説明させていただきたいと思っております。

環境農林水産常任委員会資料にお戻りいただきまして、11ページをお開きください。

この事業は、1の事業の目的にありますように、産地の収益力向上を図るため、生産・出荷コストの削減や高収益な作付体系への転換に必要な園芸ハウス、集出荷貯蔵施設等の整備を支援するものであります。

事業の流れは、右ページのフローチャートをごらんください。

県が策定いたしました事業実施方針を踏まえて、地域農業再生協議会が産地の農業の収益性の向上を図るための営農戦略となる産地パワーアップ計画を策定いただきまして、県の認定後、その計画に位置づけられました中心的な経営体を実施する施設整備等への支援を行うことで、産地全体の効率的・高収益な生産出荷体制の実現、産地のパワーアップを目指します。

取組例のところの一番右側にありますように、今回新たに農畜産物輸出拡大施設整備事業が加わりまして、農産物の輸出拠点となる集出荷貯蔵施設の整備を図るものでございます。

事業の内容につきましては、左のページ、11ページの事業の概要の(5)をごらんください。

①の「施設整備・生産支援事業」では、産地パワーアップ計画に基づく複合環境制御技術を導入した園芸ハウス等の生産技術高度化施設の整備や、キュウリ、トマト、ゴーヤなどの集出荷貯蔵施設等の整備、リース方式等による大型農業機械の導入などを進めることとしております。

また、②の㊦「農畜産輸出拡大施設整備事業」では、串間市の農業法人がカンショの輸出拡大を図るため、品質低下を防ぎ、長期貯蔵を可能とする施設を選果ラインと一体的に整備することとしており、この取り組みを支援するものがあります。

農産園芸課の説明は以上でございます。

○竹下農村計画課長 農村計画課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の79ページをお開きください。

農村計画課の11月補正額は、2億7,976万5,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、右から3番目の欄になりますが、補正後の予算額は54億2,577万5,000円となります。

それでは、補正内容について主なものを御説明いたします。

81ページをお開きください。

上から5つ目、(事項)公共農村総合整備対策費の113万円の増額についてであります。

これは、農業農村整備実施計画策定事業の国庫補助事業決定に伴う補正でございます。

次に、(事項)国土調査費の1億8,167万5,000円の増額についてであります。

これは、国の経済対策の実施に伴う補正でございます。

内容としましては、地籍調査事業につきまして、宮崎市ほか10市町村等で実施するものがございます。

次に、(事項)土地改良事業負担金の9,696万円の増額についてであります。

これは、先ほどと同じく、国の経済対策の実施に伴う補正でございます。国営かんがい排水事業(西諸二期地区)における事業費8億円の増額に伴います県負担金の増額でございます。

農村計画課は以上でございます。

○酒井農村整備課長補佐(総括) 農村整備課でございます。

歳出予算説明資料の83ページをお開きください。

農村整備課の11月補正は、一般会計で43億5,416万8,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄にありますとおり、173億3,531万1,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

85ページをお開きください。

上から5段目の(事項)公共土地改良事業費につきまして35億1,272万5,000円の増額を、一番下の段の(事項)公共農地防災事業費につきまして8億4,144万3,000円の増額をお願いしておりますが、内容につきましては、常任委員会資料で御説明させていただきます。

資料の14ページをお開きください。

補助公共事業の課別内訳の表でございます。

農村整備課の1つ目の(事項)公共土地改良事業費についてであります。

これは、右から4列目や3列目にありますとおり、国の経済対策でありますTPP対策と防災・安全対策等に伴うものであります。

主な内容としましては、1の県営畑地帯総合整備事業におきまして、多様な営農形態への対応や担い手の育成強化を図るため、畑地かんがい施設などの整備を行うものであります。

次に、2つ目の(事項)公共農地防災事業費についてであります。

これは、右から3列目や2列目にありますとおり、国の経済対策であります防災・安全対策

等と経済対策以外の国庫補助決定に伴うものがあります。

主な内容としましては、3の県営ため池等整備事業や4の県営湛水防除事業におきまして、災害を未然に防止し、農業生産性の向上と県土の保全等を図るため、ため池や排水機場の整備などを行うものであります。

次に、債務負担行為について御説明いたします。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

県営湛水防除事業についてでございます。

こちらは、国の補正予算に伴う防災減災対策の実施におきまして、平成30年度までの期間で、限度額7億5,000万円の後年度負担が発生するため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上であります。

○田中漁村振興課長 漁村振興課でございます。

歳出予算説明資料の87ページをお開きください。

漁村振興課の補正予算額は4億6,462万5,000円の増額をお願いしております。

補正後の予算額は、右から3番目の欄であります。41億673万8,000円となります。

それでは、その内容について御説明いたします。

89ページをお開きください。

まず、(事項)漁港管理費でございます。1,728万円の増額となっております。

これは、当課の所管する海岸区域に漂着した流木等の回収・処理を実施するものであります。

次に、(事項)水産基盤(漁港)整備事業費でございますが、4億4,734万5,000円の増額となっております。

主なものになりますが、1の水産流通基盤整

備事業では、北浦漁港におきまして浮き棧橋の設置工事を実施し、漁港施設の機能向上を図るものであります。

また、3の漁港施設機能強化事業では、門川漁港ほか3漁港におきまして防砂堤の改良工事等を実施し、漁港施設の防災機能強化を図るものであります。

いずれの事項も、国の経済対策の実施に伴う補正であります。

漁村振興課は以上でございます。

○坊菌畜産振興課長 畜産振興課でございます。

歳出予算説明資料の91ページをお開きください。

畜産振興課の11月補正につきましては、一般会計で40億7,115万1,000円の増額をお願いしております。

その結果、右から3列目の補正後の額が107億4,956万6,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

93ページをお開きください。

(事項)畜産団地整備育成事業費でございます。

説明の欄の1の畜産競争力強化整備事業及び2の新規事業「農畜産物輸出拡大施設整備事業」につきましては、国の経済対策に伴う補正でございます。後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次の、(事項)畜産試験費でございます。

説明の欄の1の産学官連携試験であります。これは国の研究機関等からの委託を受けまして、畜産試験場で試験を行うものでございます。今回の補正では、DNA解析技術を活用しまして、増体性がよく、さらにおいしいみやざき地頭鶏の作出に取り組むことといたしております。

常任委員会資料の15ページをお開きいただきたいと思います。

畜産競争力強化整備事業でございます。

まず、16ページ、右のほうをごらんいただきたいと思いますが、この事業はクラスター事業ということで昨年からもやっておりますけれども、仕組みといたしましては、上段にありますように、各地域におきまして、さまざまな畜産関係者で構成します畜産クラスター協議会、ここで畜産クラスター計画を策定いたしまして、中ほど左にありますように、このクラスター計画に位置づけられた地域の中心的な経営体、担い手等になりますけれども、この方々が行います畜舎等の施設整備等の取り組みに対して支援をすることによりまして、生産性の向上や担い手の育成を促進し、地域の畜産の収益性向上と生産基盤の強化を図るものでございます。

左の15ページに戻っていただきまして、2の事業の概要でございますけれども、(1)の補正額は20億7,477万2,000円でございます。

事業内容といたしましては、(5)にありますように、肉用牛の施設、それから酪農の施設、養豚の施設、養鶏の施設、家畜市場のセリシステムの整備等を今回行うことといたしております。

次に、17ページをお開きください。

農畜産物輸出拡大施設整備事業でございます。

この事業は、県産畜産物の販売力を強化し、フードビジネスの一層の振興を図るために、海外でも評価の高い本県畜産物の輸出量増加が期待されます最新鋭食肉処理施設の整備の支援を行うものでございます。

右の18ページをごらんいただきたいと思いません。

今回整備をいたしますミヤチク都農工場の概

要等でございます。

都農工場は、現在、県内食肉処理の拠点施設として稼働いたしておりまして、牛と豚の処理を行っております。輸出につきましても、平成27年度はアメリカ、香港を中心に76トンを出荷いたしております。

今後、さらに国内外での販路拡大を図るためには、より高品質で安全性の高い処理が求められておりまして、特に輸出につきましても、牛肉のEU向け輸出の認定を受ける必要があります。しかしながら、現時点ではこの施設ではEUの認定が難しいということもありまして、今回EUにも対応した最新鋭の施設を整備するものでございます。

主な施設の内容といたしましては、中ほどにありますように、主にEU向けの内容を書いておりますけれども、まず食肉の汚染リスクを防止するために、従業員が施設内に入ったら業務が終了するまで外に出ないように、食肉処理ラインと従業員の更衣室等の施設を同一建物内に一体的に整備することといたしております。

それから、2つ目の丸でありますけれども、牛と豚のラインを区分して整備することといたします。

3つ目の丸といたしまして、HACCPの衛生管理は現在でも行っておりますが、より厳しい冷却機能の強化等に対応する施設の整備を行うことといたしております。

それから、4つ目の丸でございますけれども、EUでは動物福祉、アニマルウェルフェアに対応することが必要でございますので、そのための施設整備、ここに書いてありますような、牛等の繋留の施設とか動物福祉責任者の配置等々を整備することといたしております。

実際の事業につきましては、その下にありま

すように、平成28年度から30年度までかけまして、総事業費79億4,000万円を予定いたしております。

このうち、45億7,000万円の事業に対して今回補正をお願いするものでございます。

この整備によりまして、平成33年度の食肉処理量を1万4,000トン、輸出については100トンを目標といたしております、EUへの輸出の対応が可能となりまして、販売力が強化されるものと考えております。

左に戻っていただきまして、事業の概要でありますけれども、補正額が19億9,484万4,000円をお願いいたしております。

畜産振興課は以上でございます。

○戎井農政企画課長 農政企画課でございます。

常任委員会資料の1、2ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第18号「平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)」についてでございます。

議案第18号は、人事委員会勧告に基づきます職員の給与改定等に伴う人件費の補正でございます。

1ページの(1)平成28年度歳出予算課別集計表から人件費部分を取り出したものが2ページの(2)の11月追加補正歳出一覧(人件費)となっております。こちらの太線囲いでお示ししておりますとおり、給与改定に伴い必要となる人件費の総額を明らかにして、その所要額を計上させていただいているところでございます。

主な補正の内容につきましては、給与等の月例給が0.12%の引き上げ、また特別給である勤手当が0.1月の引き上げとなります。

この結果、農政水産部の補正額につきましては、一番下の欄にありますように5,161万6,000

円ということになってございます。

説明は以上でございます。

○竹下農村計画課長 農村計画課でございます。

常任委員会資料の19ページをお開きください。

議案第8号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

本条例は、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、必要な事項を定めるものでございます。

今回の改正は、1の理由にありますように、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法の開発行為の許可に関する規定の追加、また第5次地方分権一括法による農振法の条項、規定の改正に伴い、本条例の関係条項の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の内容についてでございますが、(1)農用地区域の開発行為の許可に関し、開発者に対し、周辺の農用地等への防災のための適切な措置を求めるなど、必要な限度において条件を付すことができる規定の追加、(2)農用地区域内の開発行為に関し、必要があると認めるときは、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聞くことができる規定の追加、(3)第5次地方分権一括法による農振法の改正に伴う条項及び規定の整理を行うものでございます。

なお、本条例の農振法に係る市町村は、現在までのところ、平成18年4月に権限委譲されている宮崎市のみとなっております。

また、施行期日は、3にありますように、公布の日からとしております。

説明は以上でございます。

○酒井農村整備課長補佐(総括) 農村整備課でございます。

常任委員会資料の20ページをお開きください。

議案第12号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について」であります。

平成28年度農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収につきましては、平成28年2月定例県議会での議決を経て定めておりますが、1の変更の理由にありますとおり、国庫補助事業である農業競争力強化基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金及び農村地域防災減災事業の一部事業につきまして、中山間地域に対する国費の5%かさ上げが設定されたため、市町村負担金の変更について、土地改良法第91条第6項等の規定により、議会の議決に付すものであります。

対象事業と変更前後の負担割合につきましては、2の変更の内容のとおりであります。

まず、国営関連地域における畑地帯総合整備事業につきましては、現在、事業を重点的に推進するため、国の示す県負担割合のガイドライン25%を超える31.7%を県が負担しておりますため、今回の国費かさ上げ分5%を県と市町村で折半し、市町村負担を2.5%減らすよう見直しを行っております。

次に、小規模湛水防除事業の基幹施設につきましては、現在、県の負担割合は国が示した負担割合のガイドラインに準じた割合となっておりますので、今回、市町村の負担を5%減らすよう見直しを行っております。

なお、今回の見直しについては、土地改良法第91条第2項の規定に基づき、あらかじめ該当する市町村に意見を聞き、同意を得ているところであります。

説明は以上であります。

○右松委員長 執行部の説明が終了いたしましたし

た。

議案についての質疑をお願いします。

○山下委員 まず、11ページの産地パワーアップです。この産地パワーアップは、28年度当初の中で、概算要求に対してかなり配分額が低くて、もう、こりゃどうしたこっちゃろうかいと。せっかくこの事業に参加しようという皆さんの希望が多くても、その期待に応えられてなかったんですが、今回これだけ大幅な対策を講じていただいてありがたいと思ってるんですが、当初予算と今回の補正との内示差がまだどれくらいありますか。

○甲斐農産園芸課長 当初予算との比較でございます。

当初予算につきましては、25億4,000万円で予算計上させていただいております。

それに対しまして、1回目に国からは6億9,414万円が配分されております。今回、施設整備・生産支援事業と農畜産物輸出拡大施設整備事業で21億6,012万4,000円がつきましましたので、合わせますと28億5,426万4,000円ということで、当初の県の予算額を3億円ほど上回った額になっております。

○山下委員 今回出されて、これを今から実行していこうということだと思ってるんですが、これは29年度もこの産地パワーアップ事業に対しての申し込みはとってるんですか。

○甲斐農産園芸課長 29年度につきましては、国がまず当初予算ではまだ上げておりません。29年度につきましても、国は補正予算のほうで対応するという考えのようでありまして、その辺のところはまだ決まっておりませんので、国の動向を見ながら進めていきたいと思っております。

○函師委員 今回の補正で大幅な増額になった

というのは本当にありがたいことですし、生産者の方が何より喜ばれてると思うんですが、まず、今回事業主体は市町村だったり、団体でもあったり、また個人でもよかったということで手が挙げやすかったと思いますけれども、中には、私の選挙区なんですけど児湯郡内の、同じ生産者でも、この町の人はずごく情報が行き渡ってるけれどもここはほとんど生産者までにいってなくて、町によっては一つも手が挙がってない。ある町は複数、5つも6つも、また団体からも挙がってるというようなところの格差が甚だしかったんですけれど、情報伝達はどのような形でおろされてるんですか。

**○甲斐農産園芸課長** この産地パワーアップ計画支援事業につきましては、各市町村や農協、各振興局を呼びます説明会を開催いたしましておろすとともに、その辺の周知については各振興局からお願いしてるわけなんですけど、委員おっしゃいますように、確かに地区によってかなり取り組みが分かれてるようでございまして、今後の私どもの課題といたしましては、やはりこういう周知が各生産者にちゃんと伝わるように、もう一度振興局を通じてお願いいたしまして、より事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

**○函師委員** 振興局単位では説明会もされて、そのときには市町村も農協の担当者も来てはいたんですよね。全市町村、全農協。

ということは、来てた担当者の資質といったらちょっと語弊があるかもしれませんが、取り組み方とか熱意によって、結局その地域の方々への伝達が行き渡るか行き渡らないかの差が出てくる。本当に、その地域の方々がかわいそうだなと思うんです。これをもう一度徹底していただくということと、あと、山下委員も言われ

ましたが、要求額との差がまだ五、六億あるわけですね。その捉え方は間違ってますか。「プラス」と呼ぶ者あり)

**○甲斐農産園芸課長** 済みません。説明が十分じゃなかったと思いますが、今回だけの要望でも21億6,012万4,000円の内示があったわけなんですけれど、これは、国のほうが要望額を超えて内示していただいたということですので、我々としては大変ありがたいと思っております、今の要望以上に事業の推進を図って、この事業を進めてまいりたいと考えております。

**○函師委員** ごめんなさい。私も先ほどの説明を聞いてたんですが、実はこの産地パワーアップを私もどんどん地域におろしたいもんですから、担当者の方と情報交換させてもらう中で、まだ今年度も五、六億ぐらいは要求枠がとれそうですよという話を聞いたんです。言いたいの、今もプラスですけど、まだ五、六億ぐらいさらに要求できるのであれば、今まで行き渡ってない地域を優先的にというようなことができ得るのであればそういう配慮をしていただきたいなと思ったんですけれど、いかがでしょう。

**○甲斐農産園芸課長** 今、委員がおっしゃいましたのは、この予算の内示の中でもあると思いますし、今、国のほうからこの産地パワーアップ事業の2次募集というのがかかっておりまして、12月中ほどにヒアリングを行いたいと国のほうは申しております。

こういった予算がある状況でございますので、積極的に使いたいと思っております。この辺は、昨日、市町村を呼んだ説明会を開催いたしまして、その中でも御説明しております。ですので、十分振興局と連携しながら事業の掘り起こしを行ってまいりたいと考えております。

**○函師委員** よろしく申し上げます。

○右松委員長 関連があれば。産地パワーアップはよろしいですか。

じゃあ、ほかに。

○山下委員 9ページ、10ページの農業大学校です。

宮崎県がフードビジネスを掲げて、今、力強く海外戦略やら推進していただいているんですが、私はやっぱり担い手対策です。とにかく本県の一次産業就農人口をふやしていかないといけない。

私は、農業大学校の役割ってのをずっと見てきたんですが、一時期希望者が多くてどんどん振り落としてた。やっぱり大学という名がつく以上は、ある程度の学力がないとだめだと。そのことで行けなかった人たちも過去にはいっぱいいたんです。なぜかしら、何年かしたら、ハードルを高く設定したのかどうかわかりませんが、結局、今度は募集定員を大幅に割り込んできた。

そういう変遷を通じて、私は農業大学校の役割というのは、高大連携という形も新しく打ち出させていただいて、こういう基本的なことをつくっていただくことはありがたいんですが、じゃあ、本当に農業に参入する、夢を持ってやるんだと、そういう人たちがどれぐらいいるのかなと。ここにも問題が提起してあるんですが、高校を終えても、県内にとどまらないで県外に行っちゃうとかですよ。だから、せっかくこの状況下で、農業大学校の水準、レベルというのを、本当に学力中心で行くのか、それとも就農意欲がある人たちもある程度掘り下げて、やはりパイを広げていく。

今、定員数が60名かな。(発言する者あり) 65。

65であれば、今回お聞きしたいのは、今どれほど充足してるのか。65名いっぱいなのか。1

次の推薦ももう決定したと思うんですが、推薦でどれぐらい応募があったのか、かなり振り落としたのかどうか。

その辺のことが1点と、一般入試がまた今度あるかと思うんですが、どれぐらい今年度期待できるのか。一般入試でもやっぱり受けたいんだと、そういう意欲のある人たち、これがどれぐらい数字的に出てくるのか。

それと、今後、農業大学校の方針として、我々も何回か行くんですけども、やっぱりあそこの整備充実、それと同時に、宮崎県がフードビジネスを本当に力強く目指すのであれば、一次産業の土台をしっかりとつくらないといけない。であれば、定数がある程度、まだパイを広げていくぐらいの夢は持てんかどうか、そのことを確認していきたいんですが。

○後藤県立農業大学校長 現在、定員が65名でございますが、ことしの入学生が63名おります。それで、今、委員がおっしゃいましたように、ことし既に推薦入試が終わりまして、合格発表しました。推薦が45名決定しております。それで、一般入試が先日終わりまして、32名受験しております、これが来週金曜日、16日、合格発表の予定でございます。今のところ、何名というのは今から判定会議にかけますので、そういう状況でございます。

ことしの特徴としましては、一旦高校を卒業して受験した人が4名おりますので、この方々は確実に就農するという情報が入っておりますので、やはり将来就農が確定的な方につきましては、ただ単に学力だけの判断ではなかなか厳しいのではないかと。というのが、一度社会に出ておられますので、高校の学力というものも少し忘れられてるところもあるのかなという、そういう懸念もしているところもあります。そう



いう意味で、成績をしっかりと勘案しまして、来週の16日に臨みたいと思っております。

それと、定数増につきましては、実は12月5日に、県内の高校の校長先生、それと宮崎大学の農学部の学長さんと意見交換をいたしまして、やはり就農もしくはフードビジネスも含めまして宮崎県内の農業なり食に若者をいざなうには、しっかりと連携する。というのが、今、農業高校を卒業した生徒たちが農業についたかどうかなかなか判明しないと、そういう状況もございますので、まずそういう流れというものの情報をしっかりと共有いたしましよという協議をしました。

それともう一つは、例えば農業大学校であるとか宮崎大学と、やはり高校生に将来農業につくという、ついたらどうなるんだという将来像をしっかりと提示する、そういうことも一緒にやっていきたいと思いますという話をしましたものですから、私どもとしては、今のところ、この65名をしっかりと確保して、その65名の中から、できるだけ県内の就農者を確保したいと考えております。

○山下委員 確認したいんですけども、この推薦の45名は、65名の中で45名とったということですね。そしたら、推薦で応募が挙がってきたのは何人だったんですか。

○後藤県立農業大学校長 48名でございます。

○山下委員 3名落とした。

県下の農業高校、私は都城ですから、都城農業高校は私の母校なんですけれども、いろいろ聞いてみると、本当に農家の子弟というのは1割にも満たないというんですよね。だから、じいちゃん、ばあちゃんは農業してるけれど、結局親は農家じゃないと。非農家の子供たちがほとんどですと。だから、私はせっかく農業高校に

来るんなら、高大連携ということ、本当にどうやって農業に対する魅力を持たせるか、これが一番教育の中での大事なことだろうと思うんです。

私はいつも絶えず話をしてるのが、今からは本当に農業がビジネスチャンスだろうと思うんです。だから、TPP関係のことはまた後ほど触れていきますけれど、結局、やっぱりそういう熱意を学校の現場、そして農業大学校もそうですけれども、本当にもうかっている企業というのはいっぱいあるわけですし、そのための事業もこれだけ投資してきているわけですから、やはり宮崎県内でのさまざまな取り組みをやっている人たちとの連携やらビジネスチャンスというのをしっかりとこの高大連携の中、農業大学校の役割の中で進めてほしいと思うんです。そうなってくると、やっぱり申し込みがどんどんふえてくると、何とか定員をふやしたり、そこに行き着かないと、僕はこの連携っていうのはとれないと思うんです。

それと同時に、今回、学科編成をされて申し込み募集をされたと思うんですが、学校現場とかその辺での説明っていうのは、皆さんが説明する中で何か有利性があったんですか。その辺を強調できるものがあつたら、教えてください。

○後藤県立農業大学校長 まず、連携につきましては、次期、来年4月からの新しい学科におきましては、カリキュラムを基本的に従来の座学を少しスリム化しまして、その中に何をやるかと申しますと、既に県内の、または県外のトップ農家の方々に直接御指導いただくような機会、また学生がそこに出向いて、研修なりインターンシップをする機会、そういうものを積極的にやっっていこうとしております。

それとまた合わせて、県内の食品加工業、そ

ういう企業の皆様にも御協力をいただくというふうに考えているところでございます。

あと、学校の学科再編につきましては、この4月から、私ども職員が農業系8高校にまず出向きまして、農業高校の校長先生、教頭先生含めまして意見交換をしながら、この狙いと学科の授業内容等を御説明いたしてきたところでございます。また、県内の農業系以外の高校につきましても、私ども職員が全員出向きまして、校長先生、また進路指導の先生に、今度の農大校の学科再編の内容を説明してきた経緯がございます。

またあと、テレビ等も使いましてPRも重ねてまいりまして、先ほど申しましたように、今回非常に普通高校、また商業高校、工業高校からの受験等もふえておりますし、また既に卒業された方が4名受験されるというような、少し受験生の状況も変わってきておりますので、PRがある程度浸透したのかなと。

そういう意味で、今、65名をしっかりと確保しながら、27年度卒業生で就農したのが54名中32名でございますが、基本的に6割以上の就農を目指していきたいと考えているところでございます。

**○山下委員** 最後になりますが、都城の中でも、親がしっかりとした農業を経営しとって、農業高校に行つて、農大の推薦を要望したが、落ちちゃったと。僕はそのレベルが、推薦で入ってくる基準というのが何なのかはつきりわからないんですが、私たちが見ても、この農家っていうのは必ず農業後継者となるべく農業高校に通つて、そういう姿であることはもう間違いなしと思うんですが、じゃあ、なぜ推薦で外れたのかなと。農業大学校も、前、確認したときには、大学校だからレベルがある程度ないといか

んとか、そのレベルっていうのが、農業者というのはやっぱりやる気なんです。そういうものを、ある程度、面接でも何でも本気であなた方がちゃんと見抜く、そういうこともやっぱり必要じゃないかなと思うんです。ただ高校から来る評点だけで落とすだけではなくて。

やっぱりそういうことが抜けていくと、本当に農業で自立したい者が、例えば人工授精の資格とか、そういうものを大学機関に行つて受けたいんだと、そういう思いのしっかりした子たちがいるんです。その辺の農業大学校としての方針、そこをもうちょっと内部でいろいろ検討していただいて、間違いなく高校からの推薦とか農家の状況やらを見て、この子は本当に農業してくれるんだと、その思いを優先的に採っていくような体制をとらないと、何人かこういう判定の中で泣いてきたのかなと。そういう子たちは、一般入試じゃ、なお厳しいわけですから。その判断基準を、将来の優秀な人材を残そうと思って、もうちょっと柔らかく判断をしていただくとうれしいと思うんですけれど。郡司部長、いかがですか。

**○郡司農政水産部長** まさにおっしゃるとおりで、推薦については学校が責任を持って推薦してくるわけでございますが、昨年度からは、採れる人は全部採れということで農大校長には話をしている、随分比率は高くなっていると思います。学力だけではなくて、今はそれぞれのやる気をしっかり見て採るようになっておるところです。

3名がなぜ落ちたかについては、なかなかここでは言及しづらいわけですけれども、中にはなかなか団体の中で難しい方もおられて、学校としての全体の教育の中でうまく適応できないような方については、一旦推薦ではできないと

いうことになって、一般でまた受けていただくということになるのかもしれませんが。もう今は学力が第一であるということではないと思っておりますし、言われている趣旨については反映させながら選抜はやっていると私は理解しておりますところですが。

**○井上委員** 議場で聞いた数なのでこれは正しいと思うんですが、新規就農者が27年は341名いて、後継者が74名、それから新規の方が64名で法人が203名というのがあのとき報告されたんですけど、県立農大校の方たちって、この中にはどんなふうに反映されてる。把握されてるでしょうか。新規就農者に入ってるの。

**○後藤県立農業大学校長** 農業大学校の卒業生について、27年度卒業生、54名卒業しまして、そのうち就農という分け方としましては34名としておりますが、このうち2名は研修でございまして、研修後就農、22名が農業法人への就農、自宅に帰って親元に就農するのが10名ということになっております。

**○井上委員** なるほど。わかりました。

それと、私が興味を引かれるのは包括提携協定締結、宮崎産業経営大学と宮崎大学なんですけれども、提携の大体の中身と、現状どうなるのかを教えてください。

**○後藤県立農業大学校長** 産業経営大学とは今、例えば先生に授業に来ていただくとか、また私どもの学生が直接産経大の学生さんと交流する、または産経大の学生さんに私どもの農場の研修に来ていただく、そういう交流をしております。

あと、宮崎大学とは、来年度から養豚コースが入ります。この関係で、1つは宮崎大学住吉牧場の養豚の施設を、私ども養豚コース専攻の学生に活用させていただくと。あと、従前からやっておりますのが、宮崎大学の農場は既にグ

ローバルGAPを取得しておりますので、このグローバルGAPの取得なり、また営農の状況、この辺をもう三、四年前から、私どもが直接参りまして勉強させていただくというようなことをやらせていただいております。

**○井上委員** 県立農業大学校は、以前と比べて相当ステータスが上がってるというか、中身が非常に充実してきてるなという思いで聞いてるんですけど、宮崎の農大校を県外から希望して受験してくださる人っていうのはゼロなんですか。

**○後藤県立農業大学校長** 今回、沖縄県から推薦で1名合格者が出ております。また、一般入試でも2名受験をしていただいております。あと、在校生で、2年生に佐賀県からの学生が1名おります。

**○井上委員** やっぱり今度はフードビジネス専攻の新設をしていくわけだから、ちょっと他県にもアピールというか、農業大学校のステータスというのをきちんと上げていくというのが大事なので。だからこそ、そこの卒業生として就農していくときの力みたいなのはまた別にプラスアルファになってついていくと思うので、ぜひそこを県外にもアピールをきちんとしてもらって、そして若手の人たちが来て、他県の人たちとも交流ができるようにしといていただくといいなと思ってますので、その努力をお願いします。

それと、この模擬会社っていうのは大変おもしろいことだと思うんです。今までとは違って、農業大学校そのものが食品加工をやり、そのための環境整備もやって、そしてまたその販売を可能にしていきたいっていうのはすごくいいと思うんです。具体的にもう、ある程度のあれはでき上がってるんですか。これがフードビジネ

ス専攻の新設の中の大きな目玉にもなるということですか。

**○後藤県立農業大学校長** 模擬会社につきましては、今、法人への就農が非常に多いのと、これからは個人の農業経営者も、6次化であるとか、やはり生産から販売、そこまでやっていくというのが農業者の一つのスキルになると考えております。

そういう意味で、私どもの農業大学校でつくられた農産物を直接販売する、そういうこともやりますが、一旦原料として供給いたしまして、今もう既に地域の企業体と話を進めておりますが、私どもの学生が一つの商品をプロジェクトでつくりまして、それを業者の皆さんに提案して、そしてそれを製品化していただく。そして、一部は私どもの模擬会社で買い取りをさせていただく。その加工の部分は、フードビジネス専攻の部分がやっていきます。そういう意味で、直接農産物を販売することも模擬会社はやっていきますし、一旦加工を依頼して、そして買い上げてそれを販売する、そういうこともやっていきたいと考えております。

**○井上委員** できるだけやっぱり農業大学校の中でも、自分たちが産物をつくるということと同時に、それをどう売っていくのかということをしつかりとその中で学習して、自分たちの中で実際売れる商品をつくり上げていくという力をぜひ持っていただきたいなと思うんです。

この前から、私は一般質問の中で食農連携による経済好循環創造事業というのは高く評価してるので。ですから、せっかくこういうベースがあるのを農業高校の生徒にも学んでほしいし、それから農業大学校の生徒さんたちもしつかりとこれを受け継いでいってもらったり、中を精査した形で自分たちが受けとめていって

ただきたいと思うので、宮崎大学も含めてそうだけれども、そこをうまく活用していく力を学校自体が持たないといけないのではないかなと思ってるところなんですけれど、そのあたりはどうなんですか。

**○後藤県立農業大学校長** まず、今回の補正予算をお願いしてますのが加工の部分なんですけど、これは私ども農業大学校も含めて、地域の企業体もこういう活用をしていただくと、そういう一つの連携もございますし、先ほど申し上げましたように、私どもの農業大学校で生産された原料を、その企業体に私どもの学生がプロジェクトで製品提案をして、そして加工していただいて販売していく。

その中で、やはり今、山形県であるとか山梨県という、ここの農業大学校の商品というものは完全に一般に流通しております。そういう意味で、そのレベルを目指し、またそれを超えていける、そういう形でやっていけたらと思っております。

**○井上委員** 県立農大校は、山下委員からも出たように、やっぱり新規就農していく人たちの数をどれだけふやしていけるのかというのは大きな課題だと思うんです。だから、ここで学んだことがすごく力になって地域で農業ができると、そして自分が考えたことがしつかりと形になって起業ができるというふうにしないといけないなと思うので、ここが一つのその拠点になるといいなと思いますので、ぜひ頑張りたいと思います。

委員長、続けていいですか。

**○右松委員長** 農大校で関連があれば。よろしいですか。

**○井上委員** ちょっと戻るんですが、食農連携による経済好循環創造事業なんですけれど、こ

これはもう総体的にこの事業そのものがしっかりしてるので、ぜひこれを生かしていただきたいと思うんですけれども。一つ気になるのは、先日、福岡から私のところに訪ねてきてくださった若い人がこう言うわけです。商品として販売できない廃棄農作物を使って、それで商売をしていきたいと。そのことに付加価値をつけて売り出しをしていきたいと。その方は紅茶を売ってるということで、例えば矢岳高原なんかにあるようなフルーツティーみたいなあんなので、ちょっと商品にならない果物とかを活用してそれを売りたいとか、いろんなことを若い人が言ってきたんですが、廃棄農作物っていうのがどのくらいあって、それは今後どのように活用しようとしてるのか、そこをお聞きしたいと思うんですが。

**○山本農業連携推進課長** 廃棄農作物の総量というのはちょっと詳細を把握しておりませんが、我々ももったいないということで、しっかりそこに視点を当てて6次産業化等を進めていかなきゃいけないと思ってます。

県内では旧高崎町、あそこの廃校を利用して、カンショのつる、これからポリフェノールをとるという会社が出てきてます。もともとは清武のIT企業だったんですけれども、農業に参入したいということで、今は冬虫夏草とポリフェノールの抽出といったものを。JAの都城のカンショのつるを集めてポリフェノールを抽出してると、こういった取り組みがござい

ます。もう一つ、機能性に着目したものとしては、宮崎大学の医学部とJAのサンAと組みまして、平成25年度からですけれども、日向夏の搾汁残渣から骨の代謝に着目した機能性の分析をしてみると。残渣を使って、もう一回機能性のジュー

スをつくろうといった取り組みも進めております。

やっぱりうちの県では、平成17年から、本県農作物五十何種類かの、食べるころだけじゃなくて、枝とか葉っぱとか根っこの機能性の網羅的な分析をやっておりまして、捨てるころがないように、機能性に着目して再評価していくといった取り組みも進めていきたいと考えております。

**○右松委員長** 食農連携関係で、関連であればお願いします。よろしいでしょうか。

そしたら、ほかの議案でも構いません。

**○黒木委員** 中山間地域所得向上支援事業について伺いたいと思いますけれども、事業費が1,250万で、これは国の経済対策の実施に伴う補正ということですが、今年度は要するに市町村が中山間地域所得向上計画を策定すると。今年度はそれに対する支援をやりましょうということで、中山間地域といっても面積88%ですからもうほとんどなんですけれども、そこにまず今年度はこの計画を立ててもらおうと、そういうふうを考えてよろしいでしょうか。

**○牛谷新農業戦略室長** まず事業対象の市町村につきましては、大きく言いまして特定農山村法とか過疎法とかの5法の対象になるっていうのが前提でございまして、それ以外に、計画区域内の農用地の100の1以上の傾斜のある面積がおおむね25%を占めることという条件がありますが、まずは26市町村のうちの21市町村、一部を含みますけれども5法の対象になります。

今回の事業につきましては、国の計画策定のための事業を1,250万お願いしてるわけですが、先月までに各市町村等に事業説明会なんかを行って、その中で事業要望をとりまして、要望のありました市町村が全体で11ござい

た。そのうち、これを活用する市町村というのが5町村。残り6市町村につきましては、国の補助金をいただかずに自前で計画をつくるというところもございますので、現時点では11市町村での実施を予定しております。

最終的に全ての市町村ができるかどうかというのは、今後、国と協議をしながら進めていきたいと思っております。

**○黒木委員** マーケティングの専門家などを派遣して、確実性を高めた計画を立ててもらおうということですがけれども、その専門家というのでも決まっています、派遣は、もう十分に間に合う人材を確保しているのでしょうか。

**○牛谷新農業戦略室長** 国は、そのアドバイザーというか、専門家につきましては、中小企業診断士とかいろんな方を考えているようですが、特にこの人を呼んできなさいと決めてるわけではございません。この予算を使って各市町村で計画をつくるわけですが、そのときに必要な方を呼んでくると。呼んでこないといけないというわけではございません。

計画自体は、1月いっぱいぐらいをめどにつくるということになっております。

**○黒木委員** 先ほどから担い手の問題も出ておりますけれども、結局、中山間地域というのはどっちかという条件不利地域という、そういう考え方からこの所得向上対策になると思うんですけれども。

いわば所得が上がれば担い手はいると思うんです。なぜこんなに人が都市部に出ていくかっていったら、やっぱり雇用の場、所得と思うんです。所得が確実に上がるようにすれば、私は人の流れというのはある程度変わるといふような気がするものですから、何とかしてこういう事業が——本体事業ってここに書いてあります

けれど、本当に中山間地対策というのはいろんな事業がありますけれども、やはり所得向上というのがまず一番大きな事業であって、それから教育と医療だと私は思うものですから、その一番基本になるのが所得。だから、これが本当の本体事業になるように、やっぱりしっかりした実を結ぶ事業にしていきたいという気がするんです。

これは経済対策です。だから、もう来年、再来年度は補正予算だからわからないですよじゃなくして、やはりそういう意欲のあるような、集落営農とかそういったところを何とかして生かしていくような仕組みをつくる。やっぱりこういう事業ですよ。本当に本体事業、拠点事業になるような、どうせやるならそれぐらいの意気込みでやってもらわないと。今、例えば集落営農に、普及センターの職員の人がこういうものをつくったらいいですよ、収益が上がりますよって話をしても、一番若いのが60歳ぐらいだと。だからなかなか乗ってこないという話も聞くものですから。何とか所得さえ上がれば若い人は帰ってくる。

だから、これが続くような予算確保にも取り組んでいただきたいし、しっかりした計画をつくってもらって、それを本当に一生懸命支援していただきたいという気がするものですから。これを本当の本体事業として続けていけるような、もういずれ要らなくなってもいいような、そういう事業に何とか仕上げていただきたいなという気がします。

森山前大臣、せっかくの経済対策であって、本当にあそこは人口が減ってばかりおる地域ですから心配して、中山間地に大きな支援をしようということに取り組んでいくことだと思いますし、そこに合った計画を立てて、合った支援

対策で、ぜひ成功に向けて取り組んでいただきたい。それを支援していただきたいと思います。

**○牛谷新農業戦略室長** この中山間地域を対象にした事業につきましては、国への提案要望の中でも、本県としましては、こういう地域を対象にした事業の創設というのをお願いしておりますので、来年度の当初予算概算要求には国のほうは上げておりませんが、引き続きこういう事業については実施していただくようお願いしていきたいと思っております。

それと、この事業につきましては、現在市町村とか国と内容を協議してるところですけれども、しっかりとしたものになるように取り組んでいきたいと思っております。

**○黒木委員** よろしくお願ひします。

**○外山委員** この事業に水を差すわけじゃないんですが、内容を見ると、今までやってきたこととほとんど同じ、取り組んできたことだと思うんです。これによって、専門家が加わったり、第三者の参画で、マーケティングが何か変わるんだろうけれど、果たしてこの取り組みで所得向上につながるんですか。例えば、基盤整備でいえば水田の畑地化とか、全てが、現在も皆さんが日々各地でもって一生懸命取り組んでいる内容ですわね。こういう収益性の高い農産物等の生産というのは、要するに、今でも農協だとかいろいろなのを指導してますわね。何を主にやれば、収益、所得向上につながるんですか。

**○牛谷新農業戦略室長** 委員おっしゃいますとおり、やる内容につきましては、既存やっていた内容がほぼその中に入っているということで考えております。

今回大きく違いますところは、これまでは事業目標というのはいろいろあって、担い手が何人になりますとか、そういう目標を掲げていた

と思ひますけれども、この事業につきましては販売金額に視点を当てまして、現在より10%以上増加するという計画を市町村で作りまして、その計画をしっかりとしたものにするために、自分のところだけじゃなくて、外の目も入れるような仕組みを国は定額で助成しますというようにやっていただいていることが大きいかと思っております。

ですから、やることとしては、基盤整備であったりとかハウスをつくりますとか、そういう似たような内容になるかと思ひますけれども、しっかりとその部分を実現できるような計画をまずつくって、そして合意を得た上で、それにみんな取り組ましようというところが大きく違うということと考えております。

**○山下委員** 新規事業だと思うんですが、今までこの同じ項目の中で、収益力向上対策事業というのがあったでしょう。中山間の収益力向上は、何カ年の事業でやってきてんの。

**○牛谷新農業戦略室長** 増額補正をお願いしております、この収益力向上事業につきましては、年度でいきますと、国は昨年度の2月補正で確保したものでございまして、県はことしの6月補正で措置をさせていただいております。

補正予算でございまして、次年度の当初予算にはございませんので、単年度だということと考えております。

**○山下委員** 収益力が上がれば、利益が出ますわね。所得がふえるんですよね。去年から取り組んだ収益力向上対策。今度は、名称がまた所得の向上ですよね。

今、黒木議員も言われたように、ちゃんと中山間でも取り組む中で利益が上がってくれば、おのずと人は帰ってくるということなんです、僕はそこをいかにリンクして、本当に中山間の

農業を守ってくれるという人は、言われるとおり、規模拡大もそんなにできるわけでもないし、本当に狭い田畑でやらないといけないわけですから。だから、やっぱり働いてつくったもので利益を上げるといったって、僕は無理だろうと思うんです。例えば3反歩、5反歩の区画の広いところでやるのと、中山間のああいう土地でやるのとは、生産費というのは倍以上になるわけですから。だったら何の魅力をもって販売戦略をとるのか、そこ辺の構想っていうのをつくるとかないと利益が出ないと思うんです。だから、その辺の間違いのない推進方策を考えていかなないといけないかなと思うんですけれど。

**○牛谷新農業戦略室長** ことしの6月の補正でお願いしました収益力向上事業につきましては、収益の上がる作物に転換した場合に、かかります経費分について、国が10アール当たり5万円の定額で見ますという事業でございます。この事業につきましては単年度ということなのですが、それに似た内容が今回のこの中山間の所得向上支援対策の中には折り込まれておまして、施設整備等の中にあります高収益農産物の生産でありますとか高付加価値化販売力強化というところに、ちょっと条件が厳しくはなっているんですけれども、メニューとしては似たような内容が含まれています。ただ、10アール当たり幾らという出し方ではございません。

この中山間地域所得向上支援対策は、計画の中では、当然、生産の段階でどういうものをつくっていくかという計画と、加工・流通・販売のところまでこの中に折り込むということになっておりますので、委員がおっしゃいますような中身が、できればこの中にしっかりと書き込んでいただいたものを実現していく内容にしていくように、市町村には指導していきたいと

考えております。

**○井上委員** 今の議論を聞いていても思うけれど、何をつくって、どんなふうにして売って、そしてそれで販売額を10%以上向上させてっていう。もう一つは、やっぱりつくったものをどうやって販売するのか、そして、その出荷コストを10%以上低減するっていうふうになるわけよね。

先日、私は、うちのバスで——大型バスだから55人しか乗れないけれども——55人で美郷町に行ったわけです。美郷町で、お昼は南郷旅館——昔から南郷町にあった旅館で、そこで食事をして、もちろん乾いたけでつくったものとかおつゆとか、そういうものやらが出て、山菜のものが全部出て、行った人たちは大満足で。

そして、とにかくみんなが買うので、こんなもの売れるかしらと思うようなものも出してくださいということをお願いしてたので、わざわざ美郷町長まで出てきていただいて歓迎していただいたので、これがどうこうという前に全部売れました。もう驚くほど短時間で、ばあっと売れてしまった。おみそも油みそなんだけれど、イリコが入ってて、町なかで売ってる油みそとは全然違うものが出たんです。だから、やっぱり人をどう運ぶかっていう、そしてそこで味を感じていただいたら。あそこで食べた麺の入ったおつゆっていうのは、これはもう絶品だと思うんです。だから、私たちは場所選びに成功したと思うんですが。

南郷旅館でも、久しぶりにこんなにたくさんの人を見ましたみたいに言われて、私も感激したんですが。西の正倉院やら行って、写真撮らせていただいて、久しぶりに人を見ましたみたいな言い方をされて。

だから、どうこの中山間地に人を運ぶかって



ということが、商工観光労働部はそこをきちんと。バスとかも、この前の口蹄疫のあれだけで、もうこれで終わりなんだみたいな話だったけれど。5年切れたら、これで終わりですと言ってたけれども、やっぱりそういうところに人を運ばないと、そこで一生懸命つくっていただいでて、すごくいいものができてるにもかかわらず、なかなかそこだけで販売しようと思ったって、そりゃあ、所得向上というところまで行かないと思うんです。いかに人の交流をふやすかが、人が来るかっていうことが大切。

だから、黒木委員には申しわけないけれど、鶏、卵で、何と申し上げていいかわからないところもあるけれども、あそこでつくられているものは確かにおいしく、確かにすばらしいものができてるわけです。私のように宮崎市内にいますと、高付加価値なものだと思います。あその製品っていうのはすばらしいと思う。おそば一つとっても、もう何を食べさせていただいても、米一つからおいしいと本当につくづく思いました。

だから、人との交流人口もふやしながらしないと、誰もあそこで農業をというふうになかなか入り込んで、どこで何をつくったらどうなのかっていうのが結びついていかないから、所得向上というところまでいけるのかっていうと、なかなか難しいと思うんです。だから、やっぱり商工観光労働部は人を運ぶということとかを、農政のほうに力を注いでいくっていうことをやっていく必要がすごくあるって思うんです。だから、高付加価値をつけて、そして出荷コストを低減してとかって言われても、なかなか難しいところはあるのかなと。でも、つくり続けていただきたいものであることは事実だと思うんですけれど。

全然意見にもならない、答弁もいただけるようなものではないんですけど、私はそう思いました。だから、外山委員からも出ましたけれど、本当に繰り返し繰り返し同じ対策をずっとやってるではないかっていうところをどう突破していけるのかっていうのは、なかなか難しいけれども、考えないといけない内容なのかなと。東九州自動車道ができてからは、美郷まで行くのはもうそんなに遠いところでもないんです。昔は死ぬぐらい遠いなと思ってましたけれど。でも、今はそんなでもないですもんね。本当にそうですよ。だから、そこんところをどうやって生かすかということを総体で考えていくという力を持たないと、この中山間地域の所得向上にはなかなか結びつかないのではないかなと思うんです。

**○牛谷新農業戦略室長** 農業の振興とあわせて、中山間地域には都会にない資源がいっぱいありますので、その分につきましては、農政としましては、ツーリズムということで商工のほうと連携しながら、いわゆる農業ではない部分での収入も合わせて確保できるような取り組みも進めていきたいと考えております。ありがとうございました。

**○右松委員長** 所得向上で、中山間がなければ、ほかの議案で。

**○山下委員** 補助公共事業についてお伺いしますが、以前、民主党政権下でかなり予算削減があつて、本当に久しぶりに増額が出てきて、農村でも大変期待をしてるところなんです。ここに来てこれだけの予算が出てきたということで、今回の議会を経て発注をされるだろうと思うんです。その発注と完成の時期、これをどのように事業発注でおろされる予定ですか。完成年度がいつごろなのか。繰り返しになると思う

うんですが、国とのヒアリングっていうのはちゃんとできてるのかどうか、お聞きしたい。

**○竹下農村計画課長** 今回も、補正、結構な国費をいただきましたけれども、できるだけ来年3月までには発注をしたいと考えております。発注しまして、来年度中には完成、そういった運びで計画しております。

**○山下委員** 業界もかなり今、仕事量がふえていて、事業年度をまたいでやっていかないと、それは大丈夫でしょうかねということの問い合わせやらがあつたものですから、それは大丈夫ですね。

**○竹下農村計画課長** 先ほど説明ございましたように、繰り越しをお願いしております。ですから、来年度にかけて発注、工事をいたすということでございます。

**○右松委員長** 補助公共で関連があれば。なければ、あと畜産が残ってますけれど、ほかは。

**○山下委員** 畜産のほうに入らせていただきます。

まず、15ページの強化整備事業、畜産クラスター、これも畜産農家から大変な期待があつて、かなりの予算要求があつたと思うんですが、今回の補正で出てきて、当初予算要求と内示差はどれぐらいあるのか、それがわかれば教えてください。

**○坊藪畜産振興課長** 今回補正をお願いしております20億円の分につきましては、今、農家から要望をとって、国と協議中でございます。近いうちに内示をいただくと聞いておりますが、今の情報でいくと、かなりの金額をいただけるのではないかなという期待をいたしてるところでございます。

それから、当初でお願いいたしました39億5,400万円の予算に対しましては、これまで33

億600万円程度の内示をいただいております、要望された農家さん、経営体の方々は全て採択をされている状況でございます。

**○山下委員** ありがとうございます。非常に皆さんが期待をしておられるものですから、今、宮崎県の農業の産出額3,300億、この中で、以前は5、5っていう県の比率があつたと思うんですが、もう今は6割を超えて、多分和牛の素牛もかなり値段が上がってきてますから、二、三年前からすると倍ぐらいの販売価格になってますから、それなりに畜産の占めるウエイトが高くなってくると思うんです。

産地パワーアップ事業もそうなんですけれども、やはり農業基盤をしっかりとつくっていくために、こういうハード関係で2分の1の事業があるっていうのは、規模拡大するのに非常に環境がよくなるわけですから、ぜひ希望に対しては予算要求しながらしっかりと対策を講じていただくとありがたいと思つてます。

この事業内容の中で、私も、今初めて見て、肉用牛関係は農家戸数も全体的に多いですから、これだけの案件が出てきてもいいんでしょうけれども、養豚、養鶏、この辺の希望に対して、酪農関係が1件というのはちょっとどうしたことかなど。何の原因があるのかなど。いわゆるTPPに対する将来の不安なのか、その辺のことをどう分析されてますか。

**○坊藪畜産振興課長** まさに委員おっしゃるとおり、一昨年の補正からクラスター事業をやつてますけれども、肉用牛とか養豚、養鶏に比べまして、酪農の方々の希望が本当に少のうございます。いろいろ農協とか経済連、それから市町村にも酪農の要望がなぜないのかとか、いろいろお聞きはしてるんですが、やっぱり農家さんが、やりたいとは思つてるけれどもなか

なか踏ん切りがつかないと。かなりの投資額になりますので、そこにちょっとまだ踏ん切りがつかないようだということで聞いております。

**○山下委員** ほとんど酪農というのは、経済連が窓口ですよね。だったら、やっぱり経済連あたりがJAとの連携。酪農の乳量も96%ぐらいに落ち込んでるっていうお話をこの前お伺いしたんですが、畜産というのは生産基盤であることは間違いがない。だから、私は先ほども農業大学校関係でも触れさせていただきましたが、畜産の中で、やっぱり酪農の一体性ということをしかりと高校から大学、その役割がどう果たされてるのか、それが何かかみ合っていないとこういう実態が出てくるのかなと。担い手が育ってれば、必ずや酪農でも新規の事業に入ったり、例えばロボットにしても、施設の移転をして規模拡大するにしても、その事業意欲は出てこないといけないと思うんですが、花形でありながら何でこういう状況かなと、そう思って不思議でならんとですが。

**○坊菌畜産振興課長** 本当にまさにおっしゃるとおりでございます。やっぱり酪農家の方々は、40代、50代とばりばりの方々もいらっしゃいますので、その方々の後継者とか、その方々が今後10年、20年、30年酪農していくためには、やっぱり施設を改善する必要があるんだろうなとは考えておまして、しかり働きかけはしていきたいんですが、全部やりかえると億という金額になりますので、じゃあ、どこができるかとか、そういうことを県単事業とか経済連の事業とか、いろいろ使いながらやっていきたいと思いたすのが1つと。搾乳ロボットとか新しい技術につきましては、施設じゃなくて、機械のリースのほうでも対応できますので、そっちのほうは何件か希望が出てまいってますので、

そういうのにはしかり対応していきたいと思いたす。

**○右松委員長** よろしいでしょうか。関連で、畜産クラスターでお願いします。

**○井上委員** 総務部と話さないといけないのかどうかわからないけれども、ふるさと納税で、都城市なんかは農産物というのが結構外に出てるわけです。ふるさと納税っていうのが税的に言えばどうなのかっていうような、いろいろ問題点はすごくあるんだけど、農産物がすごく動くという点で、先ほど言われた中山間地のものをうまくパッケージして、一緒にそれを送って差し上げるとか、そういうことやら、いろんな宮崎にあるものをそうやって大量にお送りできるようなという点で、このふるさと納税というのは非常に今効果のあるもので。

1回食べていただいたら、おいしいってわかったら、またお取り寄せしていただける可能性も出てくると。だから、実物を送ってくるもんだから、お肉なんか、もう宮崎の肉っておいしいってわかってるから、送られてきた人たちにとってみると、いただいたものの中ですごく高級感があると。そして、焼酎ブームでもあるので、都城はラッキーなことに霧島さんがいらっしゃるんで、霧島酒造のものが並んで入ってたりすると、もうこれは、いやあ、納税してよかったということになると思うんです。

だから、ふるさと納税と、それからうちの農産物との関係を何かうまくそこは活用しながら、物を動かすという点でいえば、このふるさと納税はばかにならない。都城見ても、ものすごく都城市はうらやましいって思いたす。何よりも物が動いてるっていうのがうらやましいわけです。金がどうかといわれると、財政的にいうと、そうでもない可能性っていうのは非常に高

いかなと思うけれども、いろんなところがくるくる回るといふ、いわゆる経済効果という点でいえば、それはとても大きいのではないかなって思うんです。

総務部と話さないといけないことがいっぱいあるのかもしれませんが、そのあたりは戦術として何かそこを活用して、うちの農産物を動かして、そして中山間地の特に素朴なものを都会なんかにはきちんと届けるというようなことも含めて、何かうまく知恵を出す方法はないのかということとかをぜひやっていただきたいんです。私たちのように、女の目から見ると、本当に得やなと思うような感覚がするわけです。だから、そこをうまく利用して、そういうのができないのか。そこをちょっと農政水産部サイドも考えてみていただくといいなと思ってる場所なんですけれど。

**○右松委員長** 議案ではありませんが、答弁できますか。

**○原ブランド・流通対策室長** 委員おっしゃるように、ふるさと納税関係につきましては、非常に市町村も熱心に取り組んで、効果もある取り組みだと思っております。

ですので、県のほうの窓口としましては、オールみやざき営業課、商工のほうの窓口となって返礼つきの納税の取り組みをやっておりまして、そこに対しまして、農産物につきましても季節のものを取り入れたり、そういう提案も私ども農政水産部のほうからやっている状況でございます。委員のおっしゃるような中山間のすぐれたものにつきましても、今後、積極的に提案等を行っていきたいと考えております。

**○井上委員** 今回の議案全体がそうなんだけれども、やっぱり宮崎の農業というのを強くしようという、その意気込みでこうやって予算につ

いての議論をしてるわけだから、やっぱり物を動かすというか、自分のところの農産物をしっかりと動かし切るといふような、消費者絡みの頭になっていただくといいのかなって思うので、ぜひそこんところをやっていただいて、各事業がしっかりと生きて返ってくるというふうにしていただくといいなと希望してますので。

**○郡司農政水産部長** ありがとうございます。ふるさと納税については、「納税」の「納」の納めるの字を「農業」の「農」にしたらどうかというふうなことを言ってみたりしてるんですけども、まさに農産物を販売していく販路という意味では、確実に買っていただけるわけです。そういう意味では、都城市の事例をおっしゃってましたけれども、綾町なんか、町長と話すと、まさに大きな農産物の販売先だというふうなこともおっしゃってて、その地域の顔をいろんなところに売っていくという意味でも、大きなPR効果もあるんだろうと思っています。

その中で、ちょっと後から説明もしますが、今回、中山間地域対策ということもあって、しごと創生公社というものを立ち上げるということで御説明差し上げますけれども、その中で、日之影、綾、えびのあたりが手を挙げてきてますが、公社の中でふるさと納税についても積極的に活用していこうという方針を出してます。後で説明はしたいと思っておりますけれども。

先ほどの農村交流の話でもありましたけれども、伝統食であるとか、中山間の持つる多様性はやはり我が県の大きな魅力だろうと。逆に、条件不利地域という言い方よりも、むしろ中山間地域の持っている今の魅力というものをいかに発信していくかというところに、少しみんな知恵を出して傾注していくべきではないのかなと、そんなふうには思っています。

条件不利地域とはもう言わんめえと、今いろんな人に言ってるんですけど、むしろ魅力がたくさんある宝の山だと、そういう考えの中で、ふるさと納税も含めていろんな対応を考えていくと、これは今後の方向ではないのかなと私は思っているところです。

意見をいただきまして、ありがとうございます。

**○山下委員** 今回、都農工場を全面的にやり直すということで、宮崎県はEU向けができなかった。アメリカはもうずっと日本全国初でやってたんですが、EUとアメリカの輸出基準の違いってのは何ですか。

**○坊菌畜産振興課長** 18ページのほうの右に少し書いてございますけれども、一番大きいのは、アニマルウェルフェア、動物福祉の観点。これはやっぱりヨーロッパ、EUが非常に進んでおりまして、ここの機能強化をしないことには難しいということでございます。

それから、その上のHACCPに関してですけれども、アメリカと比べまして、冷却機能を強化しなくてはいけません。アメリカが、室温であれば、一定の条件下で15℃でもオーケーなんですけど、EUの場合は全て12℃以下にしないといけないということ。それから、食肉の温度も、対米については基準はありませんけれども、EUについては7℃以下になるようにしないといけないということで、冷却機能を強化しなくてはいけません。

あとは、今、ミヤチクの施設は、従業員の方々の食堂が別にあります。事務所も別にあります。食肉の施設だけが独立してるんですけど、EUの場合は、汚染を少なくするために、従業員は中に入ったら仕事が終わるまでは外に出られないということがありますので、今の施

設ではやっぱり対応できないということで、ここを今回、一つの建屋の中で、食肉の処理のラインと従業員の方々が更衣したりとか御飯を食べたりとかするような施設を一体的に整備するということになりますので、やっぱり新設じゃないとなかなか厳しいという状況でございます。

**○山下委員** 現状と新しくした場合の生産量っていうのが現在の1万2,000トンから2,000トンふえるということがここに書いております。輸出も、目標数値100トンをEU、アメリカに持っていくんだということでしょうけれども、実際、2,000トンふやしたときに、都農工場での金額ベースがどれぐらいのあれになりますか。大体わかりますか。

というのは、2,000トンの経済効果が出るのであれば、私は今回、TPP対策でこれだけの海外輸出向けの工場を認めてくれたと思うんです。そうなった場合に、結局、県の支援、国庫補助2分の1でこれをやろうとしてるわけですが、皆さん方の中で、経済効果があるとすれば、何らかの県単でも事業を組める計画はあるのかどうか、そこを確認しておきたいと思います。

**○坊菌畜産振興課長** 委員おっしゃるように、今回の施設については、非常に畜産のみならず、いろんな分野でも非常に大きな役割を果たすと思ってます。フードビジネスについてもそうですし。

そういうことも踏まえまして、県としまして、どういう支援ができるかはこれから検討しますけれども、財政局等ともしっかり協議をしていきたいと考えております。

**○山下委員** もちろんどれだけの経済効果が出るんだとか、その辺も精査して、やっぱりまた議会のほうに御提示いただければありがたいかなど。

そして、EUは、今、牛肉の関税は何ぼなの。

○坊園畜産振興課長 少しお待ちください。

○山下委員 ちょっと調べて。

じゃあ、次に行きます。

アメリカが、今、2%ぐらいで、200トンという輸入枠が決めてあるんですよね。私は、TPPを前段に今までの協議内容をずっと調べてみると、200トンを超える分については、現状では二十数%の関税をかけますよということはあるんです。TPPでそれを除外するために、3,000トンとか6,000トンの輸入枠にするんだよと、そういう方向が決まって非常に有利だなという思いで見えてたんですが、御案内のとおり、TPPが今暗礁に乗り上げて、この方向が本当にどうなるのかなと。アメリカとか、今EUの関税が何ぼあるか、調べてもらいますけれど、海外戦略で、今アメリカに日本全国から行く牛肉っていうのは、この中でも200トンを超えてるんですよ。だから、超えた分については、もう二十数%の関税がかかっていると思うんですが、やっぱり海外戦略の中でも、アメリカ向けを分析してちゃんと対応していかないと、非常に大きな問題になってくると。その辺の見通し、認識をお聞かせいただきたいのと、ミヤチクは80億の建設予定金額が書いてありましたよね。そのうちの2分の1近くを補助事業の中で計画されるんでしょうけれども、結局3カ年ぐらいでやるんだよね。これで、TPPの方向次第では、こういう経済対策っていうのは微妙に動いてくるのかなと。その辺のことを非常に注意深く見とかなないと、大きな指針が狂ってしまうということがありますので、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○坊園畜産振興課長 済みません。お時間いただきました。

EUにつきましては、12.8%と、プラス、チルドの場合が1キロ当たり2から3ユーロ。価格に対して12.8%と、1キロ当たりの2から3ユーロの関税がかかるということになってます。

それから、アメリカの話でございますけれども、アメリカは現在200トンまでは1キロ当たり4.4セントの関税がかかってます。ですから、1キロ当たり5円。それが、200トンを超えますと、26.4%。これは、価格に対してその金額がかかりますので、約3割近く上がると。日本から出して、アメリカで輸入された段階で、3割関税がかかるということになりますので、200トン以内と、超える場合では非常に価格差が大きくなると考えてます。

ことし、もう11月の段階で200トンの枠を超えていますので、現在、輸入されているものについては26.4%の関税がかかって販売されるということになります。TPPの先行きのこともございますけれども、この200トン枠がずっと続くようであれば、本県の宮崎牛の輸出について、しっかり対応していくことが必要だと思ってまして、一番大きいのはミヤチクが出してますので、相手方のインポーター、輸入業者とそこの対応について、今後どうするかを今考えているところでございます。

コストをいかに下げるかということ、それから200トンの枠にならないうちにどんだけ出していくかという方法、その方法論等についても、今、検討を進めてるところでございます。

それから、もう一つ、今回80億近くの投資をしまして、30年までかかります。そのうち19億程度につきましては、今度の経済対策で国のほうに補正をお願いできました。来年については、現時点ではまだ白紙の段階でございますので、来年度も15から20ぐらいの金額が必要になりま

すので、そこに対しては、国ともしっかり協議をしていきたいと思っておりますし、いろんな方々のお助けもいただければと思っております。

ただ、今回、輸出の拠点施設としてミヤチクを位置づけていただいたという政府の考え方でいきますと、全体をつくらないと輸出拠点にならないということがございますので、そこはしっかりと国とも協議を進めていきたいと考えています。

**○山下委員** ありがとうございます。アメリカ向けが非常にまだ微妙ですからね。

だけれど、今、日本政府のほうも、海外戦略というのは1兆円産業で大きな中心的なあれになってますから、これは間違いなく予算要求していけばできるかなという思いもあります。

それと、やっぱり輸入関税の問題ですよ。これをやっぱり注視していかないと、もう200トンを超えてるという状況を聞いてますから、であつたら、もう全て関税が3割と言われましたよね。その関税になると、非常に販売戦略で苦勞していくのかなと。

それと、EUが12.8、1キロ当たりまた加算されるんだよね。それで何%になるかわかりませんが、今、にわかにはTPPが暗礁に乗り上げたと思つたら、EUとの二国間のEPAの問題がまた急に唐突に出てきて、私たちも非常にびっくりしたんです。これは酪農家へも乳製品の輸入するのはもう格段にふえてくるでしょうから、我々も絶対反対だなという思いでいるんですが。だけれど、EUの肉の輸出というのは、もう皆さん方も検討に入られたわけですから、これはぜひ情報を取りながら、ちゃんとした体制をとっていかないといけないなという思いです。

それと、これだけやっぱり世界市場がくるくる変わってくる中で、ハラールというのは取り組

まないので、その今日までの見解と、なぜそうだったのかを。世界市場がこれだけ変わってくる中で、イスラム教が10億とも言われている中でのその市場を目指さなかった理由をお聞かせください。

**○坊菌畜産振興課長** イスラム圏への輸出につきましては、ハラールの条件が必要になります。このハラールの認証を受けるための施設の整備については、非常に条件もありまして、御承知のように豚肉がだめでございますので、豚肉と一緒に施設では認証が取れないと、独立しないといけない。それと、周辺に豚がいないような地域でないといけないということもございまして、今回ミヤチクを整備するに当たりましては、やはりハラールの認証については断念をいたしております。

一方、熊本県の人吉、錦町にありますゼンカイミートがございすけれども、こちらは牛専用の施設でありまして、現在、インドネシアのハラールの認証を受けております。これまでインドネシア向けの認証がありましたので、県内の畜産物もそちらへ輸出をとということで動いてきましたけれども、向こうの政府の関係がありまして、今、頓挫をしている状況でございます。

あとは、UAEとかバーレーンとか、県外の施設では何カ所かございます。今、まだ宮崎の畜産物をそこで屠畜するという状況ではございませんので、UAEとかいろんな中東への輸出をする場合には、そういう認証施設と今後しっかり調整をしていくということが必要かと思っております。

**○山下委員** もう一回いいですか。最後になります。

この予算説明資料の93ページ、ちょっと説明していただきましたけれども、産学官連携での

試験ということが出てきてます。説明を聞いてる中で、これ、宮崎牛でいいの。違うの。ちょっと説明してください。

○坊菌畜産振興課長 済みません。説明が十分でなかったようでございますので、改めて説明させていただきますが、今回はみやざき地頭鶏、鶏。

みやざき地頭鶏は、今までも、食味とかは非常に評価を受けているんですけれども、さらにおいしいみやざき地頭鶏、そして増体がもう少しよくなるかなということで、今回、増体とおいしさを両方兼ね備えたみやざき地頭鶏をつくり出すための技術に3年間取り組むことにいたしています。

○山下委員 わかりました。

○右松委員長 よろしいでしょうか。

それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○大久津農業経営支援課長 農業経営支援課でございます。

常任委員会資料の21ページをごらんください。

宮崎方式営農支援体制の取組について御説明いたします。

まず、1の本取組の概要ですけれども、本年度より、県とJAグループを中心に、市町村等と連携して、JA部会等の集団を対象といたしまして、儲かる農業の実現や産地力の維持・強化を推進するものでございます。

具体的な内容につきましては、22ページをごらんいただきたいと思っております。

この宮崎方式営農支援体制は3つの取組で構成されておりまして、まず、取組1の自ら産地改革に取り組むJA部会等の育成では、農業者個々の収量や単価等をグラフに落とし込みまして、ちょっと見にくいんですが、図のよう

な分析シートで見える化することで、農業者の意識改革を図ってから、栽培技術や経営改善の指導等を行う産地分析に取り組んでいるところでございます。

あわせて、生産・販売・担い手の育成のあり方など、将来の産地の姿を盛り込んだ産地ビジョンをJA部会みずから話し合っただきまして、生産者と指導員等が共通認識のもと、策定いたしましたビジョンの実現に向けて具体的な取組を展開することとしております。

次に、2つ目の取組2でございます。

県の普及指導員・JA営農指導員の指導能力向上では、現在、普及指導員165名と営農指導員485名がおりまして経営技術指導等を行っておりますが、さらに指導能力向上を図るために、県とJAグループがそれぞれ開催しております各種の技術員の研修へそれぞれが相互に参加することや、営農の指導に役立つ各種資格の取得を進めていきたいと思っております。

最終的には、重点品目のスペシャリストをしっかり育てていくような取組をしたいと考えております。

また、ここに書いておりませんが、タブレット端末を活用いたしまして、迅速な情報共有や、例えば普及指導員が現場にいなくても、病虫害診断が農家の相談でJAの営農指導員がリアルタイムで答えられるような、そういった総合的な指導体制も構築してまいりたいと思っております。

次に、取組3の農業者の発展ステージに応じた技術・経営管理能力等の向上につきましては、新規就農初期では基礎的な技術栽培研修を各普及センターにおきまして地域レベルで行い、規模拡大等の時期には、雇用管理ですとかマーケ



ティングなど、より専門的な研修を県域レベルで実施しながら、農業者個々のレベルアップとともに、将来の地域リーダーとなれる経営者を育成してまいりたいと考えております。

これらの3つの取り組みを一体的に展開することによりまして、一番下にありますように、農業者個々の所得向上ともうかる産地づくりを実現いたしますとともに、各地域の実情に応じた独立就農の支援システムとして、例えばJAごとに重要品目でのトレーニングセンターを設置いたしまして、新規就農希望者を地域外からも呼び込んで、産地みずから育てて、産地力を維持・強化していく取り組みを現在推進しているところでございます。

次に、21ページの2のところに戻っていただきますと、産地分析の取り組み状況ですが、県におきましては23年度からスタートいたしまして、産地分析で66集団、産地ビジョンの策定で35集団で取り組まれております。

次に、具体的な取り組み事例について御説明いたします。

まず、3の儲かる農業の実現でございますが、北諸県普及センターとJA都城におきましては、基幹品目であるキュウリとイチゴのJA部会を対象に産地分析を開始しまして、目標設定、実践、評価、改善のいわゆるPDCAサイクルを継続した結果、グラフの左にありますとおり、きゅうり部会のある支部では売り上げが4,000万円、率にして25%の増加、また右のいちご部会では、10アール当たりの平均販売金額が約110万円、率にして35%増加するなどの成果が得られております。

都城管内におきましては、キュウリはもうかるとの話が広まりまして、近年就農希望者が増加していることから、今後、部会では新規就農

者を受け入れまして、先ほど申しました部会の担い手として育成するシステム構築の予定でございます。こうした好循環取り組みが生まれてきているところでございます。

次に、4の産地力の維持・強化におきましては、JA宮崎中央におきまして、平成18年から、キュウリとミニトマトを対象に県内外から研修生を1年間受け入れまして、ジェイエイファームが実技研修施設の整備ですとか運営を、また普及センターが座学研修を、そして宮崎市が就農時の施設整備補助などを行うなど、地域の各関係機関が連携した取り組みによりまして、表にありますとおり、これまでに83名を受け入れまして、うち78名が就農するなど非常に高い就農定着率で、生産部会の中核的な担い手が誕生しております。

なお、資料にはございませんけれども、ミニトマト部会では、平成22年から現在までに生産者数が58名から104名にふえ、栽培面積も13.8ヘクタールから23.8ヘクタールにV字回復するなど、部会も若い担い手がふえ、活気が出ているということで、県内を代表する優良事例の取り組みとなっております。

また、宮崎方式営農支援体制の取り組み強化、こういった取り組みを背景といたしまして、一番下でございますけれども、新たにJAえびの市がいちご部会を対象に、本年度トレーニングハウスを整備いたしまして、来年4月から移住者等による研修生を受け入れることとしております。

さらに、綾町と日之影町でも、町出資の農業公社が設立されたところであり、今後、若者を雇用し、作業受託等を通して、既存農家の経営規模拡大を支援するとともに、将来の担い手として育成するための準備が始まっております。

なお、ちょっと長くなりますけれども、先ほど井上議員からお話のありました、ふるさと納税の仕掛けというところで、このしごと創生公社の施設整備等につきましては国等の補助がございしますが、やはり毎年運営管理に多大な費用が生じるところでございます。こういった市町村、農協の持ち出し分につきまして、例えば、町管内の農産物加工品ですとか農産物をふるさと納税の返礼品として活用することによって、それで得られますふるさと納税、大体4割が原価、二、三割がふるさと納税の発注作業なんかの人件費、そして3割から4割ぐらいが税として残って、いろんな対策をとられているということでございますので、それについて、新規就農者の育成、またはU I J ターンでいろんなところから呼びかけて、その地域の担い手を育てる予算として使えないかどうかというのを県のほうから各地域に申し入れをしております、綾町はその第1号ということで、今、ふるさと納税を活用した運営の中でこれをしっかり仕掛けていこうというようなことで、これがほかの地域にも広まっていけばなと思っているところでございます。

県におきましては、今後とも、これらの取り組みを、今、4カ所ほどがもう動く形になっておりますけれども、最低でもJ A単位でやろうということで、J Aグループも大幅な予算を措置していただいて、1月までにはそういった支援もやるということで、各農協の要望等も聞いているということで伺っておりますので、J Aと県と一緒に儲かる農業の実現、産地力の維持・強化という形で、こういったところにしっかり力を入れて、普及事業のサイドでも、指導力の向上も含めて、しっかりやっていきたいと思っているところでございます。

説明は以上でございます。

○久保田家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課でございます。

資料につきましては、直近の数字に変えておりますので、差しかえ資料の1枚紙のほうをごらんいただきたいと思っております。

高病原性鳥インフルエンザの発生状況と防疫対策についてであります。

まず、1の国内での発生状況等でございますが、裏面になりますけれども、24ページ下段に日本地図を載せております。そちらをごらんください。

野鳥でウイルスが確認された道県を星印で、家禽飼養農場での発生を四角で示しております。

野鳥につきましては、北海道から鹿児島まで、H 5 N 6 亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されております。

日本地図の左側の表にありますとおり、12月6日現在、昨日ですけれども、検査中のものを含め、13道県49例が確認され、このうち23例が鹿児島県出水市でのナベヅル等の事例になっております。

野鳥等のウイルスが確認される中、先週になりますけれども、11月28日以降、青森県で2例、新潟県で2例、計4例の家禽飼養農場で、野鳥と同じH 5 N 6 亜型の発生が確認されております。

23ページ表面にお戻りください。

2の本県の防疫対策についてであります。本県での発生リスクが高まっていることから、以下の防疫対策を実施しております。

(1)の防疫会議につきましては、一番上にあります、冬の渡り鳥シーズンを控えた10月下旬に加えて、鹿児島県のウイルスの確認を受けまして、11月21日に、万が一発生した場合、

県本部幹事会を構成する関係課による緊急連絡会議を、さらに11月29日と30日には、青森県と新潟県での家禽飼養農場での発生を受けまして、養鶏団体や企業、市町村、農協等を参集した緊急防疫会議を県域及び地域で開催し、情報の共有とともに、最大限の防疫対策を実施するように呼びかけを行ったところでございます。

(2)の発生防止対策につきましては、①情報の発信で、国内外の鳥インフルエンザの発生状況をメール等で速やかに発信いたしますとともに、関係団体、市町村等には文書により情報提供と防疫強化の呼びかけを行っております。

裏面の24ページをごらんください。

農場防疫の強化につきましては、発生防止の要でありますことから、アにありますとおり、11月上旬までに家畜防疫員が992農場、県内全ての家禽飼養農場に立ち入りまして、防鳥ネットの点検や消毒方法の確認あるいは飼養家禽に対する日々の健康観察や異常があった場合の早期通報等の指導を行ったところであります。

しかしながら、このような状況が進みますことから、さらに11月中旬以降には、イの強化対策といたしまして、過去に発生があった地域の農場等への再立ち入りを行いますとともに、全農場を対象に家畜防疫員による電話での啓発やチラシの配付等を実施しております。

また、③にありますとおり、愛玩目的で家禽を少羽数飼養する方々に対しましては、市町村からの広報誌や防災無線等による広報に加えまして、ホームセンターやJA等の飼料販売店、餌を売っているところですが、そこへのポスターの掲示等により適切な飼育管理の啓発を行っているところでございます。

④の監視体制の強化につきましては、養鶏場における検査に加えまして、死亡野鳥について

も、自然環境課と連携して検査を実施いたしまして、県内へのウイルスの侵入を監視しているところでございます。

(3)の万一の発生に備えた対策といたしまして、①にありますように、大型農場での発生を想定した県域での防疫演習に加え、地域においても実施し、②にあります動員予定者や備蓄資材の確認を行いますとともに、防疫会議の項目の中でもありましたけれど、③の庁内緊急連絡会議を開催し、庁内体制の確認を行ってきたところでございます。

今後、県内の発生を防止するため、また万一の発生に備え、しっかりと全力で取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○右松委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○山下委員 鳥フル関係について確認したいと思うんですが、過去の例からして、例年だったら東北地方でこんなに出るものですか。

○久保田家畜防疫対策課長 今年度の野鳥の状況を見ますと、6年前ですか、口蹄疫明けの22から23年の冬季のころの野鳥の検出状況と非常に似ております。

ただ、二十二、三年冬季よりかは、検出時期が少し早いような気がしております。

○山下委員 宮崎県も発生した県ですので、それぞれ会議等もやっておられると思うんですが、今、いろんな農家の立ち入りをされて、例えばほかの野鳥が鶏舎に入ったり、水飲み場とか、いろんな問題の指摘が過去にあったと思うんですが、養鶏農家等の改善状況というのは、100%に近い数字で改善されているものですか。

○久保田家畜防疫対策課長 農場巡回につきまして、資料にありますけれど、最初、夏場から11

月上旬に家畜保健所が回ったときには、やはりことし台風が多かったせいで、防鳥ネットのほつれ等が一部の農家にはあったけれど、今、それを再度、全部指導しているところで、かなりレベルは高くなっていると解釈しています。

○山下委員 もし農場で発生したら、いわゆる瑕疵があった場合に、例えば改善事項を守ってなかったという——ネットが破れてたり、飲料水も谷間の水をそのまま引いてるとか——そこ辺の改善事項というのは、もうぴしっと改善するように徹底してるんでしょう。でないと、補償金が満額出ないということでしたよね。そこ辺があるから、周知徹底しとかなないといけないわけですから。現状を教えてください。

○久保田家畜防疫対策課長 確かに飼養衛生管理基準の遵守状況が悪いついていうことになりますと、今、手当金が5分の4まで出まして、5分の1の特別手当金っていうので満額出るような仕組みになっておりますので、その特別手当金5分の1が減額されるという形になっております。

それで、我々も、野生動物の侵入とかいろんなことを今まで言われてきましたので、ことし、消毒っていうのと、野生動物を鶏舎にいかに入れないかっていうところをやはり重点項目として取り組んでいて、かなりの改善にはなっていると思います。

○山下委員 最後をお願いしたいと思うんですが、養豚のPEDでも、いろんな法定伝染病の侵入っていうのは、やっぱり農家が自覚して、農家の意識をどう高めるかですから、だからもう県が幾ら防疫会議をやったって、現場の農家サイドがしっかりと徹底してやっていないと発生は防げないわけですから、しっかりとそのことの体制をとってください。よろしくお願

います。

○久保田家畜防疫対策課長 先ほど農家対策で説明いたしましたけれど、強化対策としての、過去にあった地域は何かあるんじゃないかということの再巡回でありますとか、全農場への電話での啓発とかいう形は、過去は発生後に行った対策になっております。それをもう、今、前倒しでやっているということで、何とか発生をさせないように頑張っ

て取り組んでいきたいと思っております。

○山下委員 よろしくお願

います。

○右松委員長 ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後3時52分休憩

---

午後3時55分再開

○右松委員長 委員会を再開いたします。

まず採決についてであります

が、明日採決を行うこととし、再開時刻を13時といたしたいと思

いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、そのように決定いたします。

長時間にわたり、お疲れさまでした。ありがとうございました。

以上で、本日の委員会を終わります。

午後3時55分散会

平成28年12月8日(木曜日)

---

午後0時59分再開

---

出席委員(8人)

委員	長	右松隆央
副委員	長	島田俊光
委員		外山衛
委員		山下博三
委員		黒木正一
委員		河野哲也
委員		冨師博規
委員		井上紀代子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課長	補佐	伊豆雅広
議事課主査		原田一徳

---

○右松委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め御意見を願いたいと思います。

特になければ、採決を行いたいと思います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第2号、第8号、第12号及び第18号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 御異議なしと認めます。よって、

各号議案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

---

午後1時6分再開

○右松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 御異議ありませんので、その旨議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時6分休憩

---

午後1時7分再開

○右松委員長 委員会を再開いたします。

次に、1月26日の閉会中の委員会につきましては、先ほどの内容で正副委員長に一任ということで委員会を開催することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、そのようにいたします。

平成28年12月8日(木)

その他、何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 ないようですので、それでは以上で委員会を終了いたします。

午後1時8分閉会